

大阪市障がい者支援計画（後期計画） 進捗状況

第1部 総論

第2章 計画の推進に向けた方策

2 推進基盤の整備

| (1) 当事者参画の推進 | | 1 |
|---|---|-------------|
| 障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、各種審議会への当事者の参画など障がい当事者の意見の反映に努める。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 審議会等への参画 | 障がい者施策推進協議会、同専門部会(障がい当事者、家族会の代表が委員として参画) 2回開催(推進協議会) 2回開催(専門部会) | 障害福祉 |
| | 特別支援教育審議会(障がい当事者・家族会の代表者が委員として参画) 1回開催 | 教育委員会事務局指導部 |
| | 精神保健福祉審議会(家族精神障がい当事者団体の代表者が委員として参画) 1回 | こころ |
| | 社会福祉審議会(障がい当事者団体の代表者が委員として参画 平成23年度総会1回開催) | 経理・企画 |

| (2) 相談支援の充実 | | 2 |
|--|--|------|
| 障がいのある人の権利実現や生活支援をすすめるうえで重要な相談支援体制を整備し、それぞれの意向を尊重した個別支援計画により、個々の生活ニーズと地域のさまざまな社会資源を適切に結びつけ、エンパワメントの視点から支援を推進し、また、その支援が途切れないよう連携に努める。 | | |
| 支援に当たっては、ケアマネジメントの手法を活用し障がいのある人のニーズに合致したサービスを提供するとともに、さらに、地域自立支援協議会において、地域福祉の担い手であるボランティア団体やNPOなどとの相互の連携を図り、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に取り組む。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 大阪市地域自立支援協議会の開催 | 4回(2回) *大阪市障がい者ケアマネジメント推進協議会を廃止し、大阪市地域自立支援協議会を20年4月に発足した | 障害福祉 |
| ② 各区地域自立支援協議会の開催 | 24区(24区) *体制の整った区から順次、障がい者ケアマネジメント連絡調整会議を区地域自立支援協議会に改組(20年7月に完了) | |

| (3) 人材の確保及び職員の資質の向上 | | 3 |
|---|--|----------------|
| 障がいのある人に関する施策をすすめるうえで、介護支援など福祉サービスを支える人材の確保は重要な課題であるため、国や府との役割分担や制度の動向等もふまえ、本市としてもサービス基盤確保の視点から対応について検討をすすめるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行う。 | | |
| また、職員については、障がい者に対する認識と理解を深めるとともに、人権意識並びに資質の向上を図るため、効果的な研修の充実を努める。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 職員研修 | 保健福祉センター 障がい担当職員研修 (毎年) | リハセン |
| | 施設職員研修 (毎年) | 障害福祉 |
| | 大阪市立保育所職員研修 (毎年) | こども青少年局 |
| | 精神保健福祉相談員現任研修、新任研修 (毎年) | こころ |
| | 精神保健福祉関係職員研修 (毎年) | 地域福祉 |
| ② 幼稚園、小、中、高、特別支援学校の教職員に対する研修の実施 | 11種31回 (12種37回) | 教育委員会事務局教育センター |
| ③ 大阪市教育センター教育振興担当において特別支援教育に関する調査・研究・研修を実施している | | |
| ④ 教職員の援助と資質向上 | 肢体不自由特別支援学校への理学療法士派遣事業 42回 (42回) | 教育委員会事務局指導部 |
| | 肢体不自由特別支援学校への理学療法士派遣事業 42回 (42回) | |
| | 看護指導員派遣事業 特別支援・小・中学校 計32校 (30校) | |
| | 難聴学級訓練指導員派遣事業 小・中学校 計6校 (7校) | |
| ⑤ 職員人材開発センターにおける研修 | 手話通訳指導員派遣事業 特別支援・小・中学校 計334回 (481回) | 人事室 |
| | 障害のある人をめぐる問題や車いす、アイマスクを利用した実習を実施 ・新採用者研修 (後期研修) ・新転任者研修 (後期研修) ・人権問題研修 (管理者層) | |
| ⑥ 手話講習会 | 4回実施 (講義1回あたり約3時間30分×2日) | 水道局 |

| (4) ボランティア・NPOの活動の推進 | | 4 | |
|--|-------------------------------------|---|------------------------|
| 障がいのある人の地域における生活を支え、自発的・多面的な支援を行うボランティア・NPOの活動の振興を図り、各区に設置されているボランティアビューローなどを拠点として、地域でのボランティア・NPOの活動を支援する。 | | | |
| 地域におけるボランティアやNPO活動の相談窓口の充実や、活動推進団体に対する情報の提供や支援、さらにボランティアの研修・交流会等の事業を継続的に行いボランティアやNPOの活動を推進していく。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | ボランティア活動振興基金 | 基金の増額 年度末基金額 21億8千万円(21億8千万円) | 地域福祉 |
| ② | ボランティアビューローの運営 | ボランティアビューローの充実 | |
| ③ | ボランティア養成事業 | 手話、点訳、要約筆記奉仕員 修了者 589人 (1,010人) | 障害福祉 |
| ④ | 精神保健福祉ボランティア講座 | 195人(139人) ただし、こころの健康講座と共催 | こころ |
| ⑤ | NPO・ボランティア活動推進支援事業 | ○ボランティア情報センターの運営 ・運営委員会2回開催 ○NPO・ボランティア情報ネットワークの運用 ・専門委員会1回開催 ○総合的なNPO・ボランティア相談 ・ボランティア相談件数 1,504件 | 市民局 区政課 市民活動グループ |
| ⑥ | 大阪市市民活動推進基金助成事業 | 市民・企業等から寄せられた寄附金(基金)を活用し、市民活動団体の行う公益的な活動に対して助成を行った。 助成総額 2,855千円 助成 7事業 | 市民局 区政課 市民活動グループ |
| ⑦ | 大阪市男女共同参画施策推進基金助成事業 | 助成総額 600千円 助成 1事業 | 市民局 男女共同参画課 |
| ⑧ | Comlink・こむりんく 大阪市地域貢献活動マッチングシステム | 積極的に社会貢献活動・地域貢献活動を推進している企業等や、今後取り組みを考えている企業等支援者に対して、積極的にアプローチし、企業等支援者と支援を求めているNPO等地域貢献活動の実施者をつなぐマッチングシステム(Comlink・こむりんく)の運営。 ・運営委員会1回開催。 ・運営検討会2回開催。 ・こむりんく参加登録数 延べ723件。 | 市民局 区政課 市民活動グループ |

| (5) 調査研究の推進 | | 5 |
|--|---------------------|------|
| 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を推進し、その結果を施策へ反映させ、障がいのある人の生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。とりわけ、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいなど、多様なニーズを有する人への支援のあり方について総合的に研究をすすめる。 | | |
| 障がい特性に応じた障がい者施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施する。 | | |
| 事業 | 平成22年度の実施状況 | 担当 |
| ① リハビリテーションセンター研究紀要の発行 | 平成24年3月発行 (23年3月発行) | リハセン |
| ② 障がいリハビリテーション研究会の実施 | 1回 (1回) | リハセン |

| (6) 地域福祉の推進 | | 6 |
|---|---|------|
| 障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、地域移行をすすめるために、必要なときに必要なサービスを利用できる体制とあわせ、障がいのある人が排除されることなく社会の構成員として包み支え合う視点に立った支援のしくみがが必要です。本市地域福祉計画を推進していくなかで、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めるとともに、市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、共に生きる社会の実現をめざす。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 地域支援調整チーム | 保健、医療、福祉の各施策の調整と総合的推進を図ることを目的として区レベルに実務者会議と代表者会議を設置している。平成17年度からは障がい者支援、子育て支援も視野に入れ、すべての住民を対象とし、大阪市に提言を行った。 | 地域福祉 |
| ② 地域ネットワーク委員会 | 概ね小学校区単位に、民生委員、地域振興会、社会福祉協議会関係者等により、要援護高齢者を支援するネットワークを形成し、その活動を推進する。 ・ネットワーク委員会 323 (322) ・ネットワーク委員 12,851人 (13,163人) ・保健・医療・福祉ネットワーク推進員 314人 (315人) | 地域福祉 |
| ③ 地域福祉推進基金の設置 | 各区社会福祉協議会が事業主体として地域福祉の事業を企画実施できるよう財源を確保することを目的として、区在宅サービスセンターを開設した区社会福祉協議会に基金を設置した。(H12設置完了) 基本の運用から生じる利益を地域の特性に応じた地域福祉事業、先駆的・モデル的な地域福祉推進事業及びボランティア活動の振興に必要な経費に充てるものとする。 | 地域福祉 |

第2部 各論（分野別施策目標）

第1章 権利擁護と当事者活動支援

2 施策の方向性

| | | | |
|--|--|---|------|
| (1) 相談体制の充実 | 7 | | |
| 権利侵害を的確に把握し、障がいのある人の権利を身近な地域で擁護できるよう各区役所の人権相談の活用を図ります。 | | | |
| 委託相談支援事業所は障がい種別ごとに事業実施してきた経過がありますが、今後は障がい種別にとらわれず、また、地域との連携も図りながらその機能発揮を行っていく。 | | | |
| 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて実施している権利擁護相談については、有効に機能するよう関係機関との連携を図っていく。 | | | |
| 障がい者虐待への対応のための相談支援体制について、法制化等の動きにあわせて構築をすすめていく。 | | | |
| 重点 1 (1) ① | 各区役所の人権相談の活用を図るほか、大阪市社会福祉研修・情報センターの権利擁護相談、委託相談支援事業者による相談支援の充実に努める。 | | |
| 重点 1 (1) ② | 雇用の場で起こる障がいのある人への権利侵害などへの対応については、労働関係機関との連携を図った取り組みについて検討をすすめる。 | | |
| 重点 1 (1) ③ | 相談事業において事例検討等から得られた課題を、各種施策に活かし、障がいのある人の人権擁護を図るよう取り組みをすすめる。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 | |
| ① | 大阪市社会福祉研修・情報センター総合相談事業の権利擁護相談 | 一般相談1,767件（うち知的障害 152件、精神障害 266件） （1,892件、うち知的障害220件、精神障害232件） 専門相談151件（うち知的障害 15件、精神障害13件） （137件、うち知的障害20件、精神障害22件） | 地域福祉 |
| ② | 委託相談支援事業者の運営評価 | 各区における相談支援体制の充実を図るため、委託相談支援事業者の運営評価を実施した（37事業者） | 障害福祉 |

| | |
|-------------------|---|
| (2) 後見的支援事業の利用の推進 | 8 |
|-------------------|---|

知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが困難な人が円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや区、社会福祉協議会などの関係機関が互いに連携し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう、利用支援と制度の啓発を行う。

法定後見制度において親族以外で後見業務を担う第三者後見人の新しい担い手として、地域福祉の視点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成や活動支援を、大阪市成年後見支援センターで行う。

大阪市社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぼりと事業は、知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活していくために有効であり、知的障がい・精神障がいのある人にかかるニーズの増加も十分に見極めながら、関係機関と連携を強め、地域に密着した事業展開を図るよう支援していく。

| | |
|------------|--|
| 重点 1 (2) ① | あんしんさぼりと事業と成年後見制度は、補完しあいながら市民の権利を擁護する制度であり、支援を必要とする人が適切に制度を利用し、各制度の特色を活かして効果的な活用ができるよう、一層の連携を図る。 |
|------------|--|

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|------------------|--|------|
| ① | 成年後見制度にかかる市長審判請求 | 調整会議での検討 12回 216件 (12回 140件) | 地域福祉 |
| ② | 市民後見人養成講座 | 第5期養成講座 実務講習9日間 46人 養成講座修了者 42人 第5期バンク登録者 40人 第6期養成講座 基礎講習4日間 68人 | 地域福祉 |

| (3) 権利を擁護するための取り組みの推進 | | 9 | |
|--|-----------------|---|------|
| <p>福祉サービス利用に際して利用者の権利が守られるよう、大阪府に協力して事業者に対する指導に努めるとともに、運営適正化委員会の活用など苦情解決の仕組みが実効性を持つよう対応を図る。</p> <p>入所施設については、人権侵害が発生しやすいことから、適正な施設運営のために、モニター制度など第三者によるチェックなどの権利擁護の取り組みをすすめ、入所者の権利擁護のための仕組みづくりをすすめる。</p> <p>利用者の意向を尊重した入所施設や病院から地域生活への移行を支援する取り組みのより一層の促進を図ります。</p> <p>入院中の精神障がいのある人の権利を尊重し、「社会的入院は精神障がい者に対する人権侵害である」との認識に立ち、大阪府と連携して「精神医療オンブズマン制度」を推進する。</p> <p>サービスの質の向上やサービス選択のために必要な情報提供のため、客観的な観点からの評価の仕組みや情報提供のあり方について検討を行う。</p> | | | |
| 重点 1 (3) ① | | | |
| 第三者によるチェックや評価機関の設置など評価の仕組みについて検討を行う。 | | | |
| 重点 1 (3) ② | | | |
| 施設入所者の実態調査に基づき、利用者の意思を尊重した地域生活への移行をすすめるため、指針の策定や施策等の整備、また仕組みづくりを検討していく。 | | | |
| 事業 | | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 日常生活自立支援事業 | <p>大阪市あんしんさぼーとセンターにおいて、福祉サービスなどの利用援助、金銭管理サービス等を実施 大阪市あんしんさぼーと事業として24区展開</p> <p>契約締結件数 626件、うち知的障害65件、精神障害96件（437件、うち知的障害49件、精神障害71件）</p> <p>年度末利用件数 2,254件、うち知的障害337件、精神障害415件 (1,973件、うち知的障害301件、精神障害358件)</p> | 地域福祉 |
| ② | 大阪市成年後見支援センター事業 | <p>成年後見制度による支援を必要とする人が的確に制度を利用できるしくみづくりを進めることや、主な専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が担っていた第三者後見人の新たな担い手を地域福祉の視点から市民に広げていくことが重要であり、成年後見制度の利用に関する専門的な支援を行う。</p> <p>相談件数 1,914件、うち知的障害140件、精神障害302件（2,006件、うち知的障害256件、精神障害205件）</p> | 地域福祉 |
| ③ | 地域生活への移行支援 | 障がい者施策推進協議会の下部組織として地域移行ワーキング会議を開催し、施設聴き取り及び地域移行定着等状況調査を行うなど地域移行にかかる現状や課題の把握に努めた。 | 障害福祉 |

| (4) 当事者活動への支援 | | 10 |
|--|--|-------------|
| <p>障がいのある人の権利擁護をすすめるためには、障がいのある人自身が権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、これまで取り組まれてきた、障がいのある人本人が自らの意見（権利）を主張（擁護）するセルフ・アドボカシー活動について、引き続き充実を図っていく。</p> <p>ピアカウンセリングなど障がい当事者の各種の活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努める。</p> | | |
| <p>重点 1 (4) ①</p> <p>ピアカウンセリングなどにより、障がい当事者のエンパワメントを高め、当事者参画や当事者活動支援の推進を図るため、委託相談支援事業者の資質の向上、機能強化のための取り組みを支援するとともに、ピアカウンセリングなどへの支援に努める。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 障がい者(児)関係団体自主活動助成 | 3団体 (3団体) | 障害福祉 |
| ② 障がい者社会参加総合推進事業による更生訓練活動 | 義肢装着訓練事業 95 398人 (70 418人) ろうあ者日曜教室 463人 (366人) 視覚障がい者点字・パソコン講習会 9 18人 (17 15人) 中途失聴者更生訓練 220人 (200人) 視覚障がい者社会生活訓練 352人 (393人) | 障害福祉 |
| ③ ピアスクール | 障がい者自身が障がい者問題を勉強する講座 参加者 12人 卒業生 12人 (参加者16人 卒業生15人) | 障害福祉 |
| ④ セルフ・アドボカシー（自己権利擁護）活動への支援について、学校教育においては、自らが選択することから指導し、自らの意思を表現できることを目指した取り組みを行いながら、指導内容・指導方法の工夫について研究を続けている。 | | 教育委員会事務局指導部 |
| ⑤ 委託相談支援事業者への支援 | 1回 研修会の実施 1. テーマ「各区地域自立支援協議会の活性化に向けて」と題し、地域自立支援協議会委員をパネリストとして、シンポジウムを開催 | 障害福祉 |

第2章 啓発・広報

2 施策の方向性

| | | | |
|---|--|---|--------------|
| (1) 啓発・広報の推進 | | | |
| ア 啓発の充実 | | 11 | |
| <p>障がいのある人に対する正しい認識を深めるため、さまざまな障がい種別への支援のあり方や新たな課題も含め、各部局の事業において、機会をとらえて積極的な啓発を推進していく。</p> <p>障がいのある人や高齢者が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みが効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化する。</p> <p>12月9日の「障がい者の日」を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティアの参加を求め、関係者が協力して内容の充実を図り、より有意義な機会となるように努める。</p> <p>「障がい者週間」を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティア、当事者の参加を求め、関係者が協力して内容の充実を図ることで、より有意義な機会となるように努める。</p> <p>精神障がいのある人に対する偏見の解消のため、毎年10月の精神保健福祉月間を中心とした啓発を一層推進するとともに、各種広報媒体の利用や当事者参画などの方法を採用するなど、多彩な啓発活動を推進する。</p> <p>広く市民に難病に対する理解を求めるとともに、本市主催のイベント等の機会をとらえて周知ビラを配布・設置するなど啓発に努めます。また、大阪府が実施主体である難病相談支援センター事業についても、さまざまな機会をとらえて周知に努める。</p> <p>啓発事業の推進に当たっては、大阪市人権啓発推進協議会をはじめ、関係機関と連携して取り組みをすすめる。</p> | | | |
| | 重点 2 (1) パンフレット・冊子の作成、テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアの活用により、障がい及び障がいのある人に対する認識と理解を促進する。 | | |
| | 重点 2 (5) 精神障がいやこころの健康問題に関する知識の普及はもとより、精神障がいのある人自らが病の経験について語るなど、当事者参画などの多彩な方法による啓発活動を推進する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | |
| ① | 冊子・リーフレットの作成・配布 | うつ病をこじらせないための家族の対応（毎年） 「うつ」ってなに？（毎年） 「ひきこもりかな？」と思ったら～家族のためのパンフレット～（毎年） 統合失調症のお話（毎年） 「難病 診断をうけた方へ」（毎年） | こころ 保健所管理 |
| ② | 大阪市人権だより・市政だより等への啓発記事の掲載 | 大阪市人権だより 3回 市政だより 0回 (1回) 掲載 | |
| ③ | 障害者週間周知にかかる人権啓発ポスター掲出 | 「大阪市人権啓発ポスターデザイン・キャッチコピー及びマスコットキャラクター募集」事業において市民公募した中の優秀作品を活用し、地下鉄全車両の車内吊ポスターとして掲出 | 市民局 |
| ④ | 大阪市企業人権推進協議会「労務問題関連研修会」 | 企業の人事担当者等を対象に講演会を開催。 テーマ「精神障害の労災認定について」参加者546名 テーマ「こうすればできる障がい者雇用」 「障がい者からチャレンジドへ」参加者296名 | |
| ⑤ | 精神保健市民講座 | 204回 (232回) | |
| ⑥ | こころの健康ふれあいフェスタ | 実施日:11月12日 (11月13日) 参加者:約450名 (約200名) | こころ |
| ⑦ | こころの健康講座 (思春期・薬物講座含む) | 24回 (17回) こころの健康センターにおいて開催 参加者5398人 (5398人) | |

| | | | |
|---|---------------------------|---|------|
| ⑧ | 市立大学 | <p>Campus Life-学生生活ガイドに「障がいのある人に出会ったら」を掲載（毎回）</p> <p>新入生に「人権問題ガイダンス」を実施（毎年） 人権問題ハンドブック（障がい者問題編）・「人権共に生きる」・「人権問題の最前線」の配布（毎年）</p> <p>講演会の開催 春の人権問題講演会「共生について」実施日：5月21日 参加者：587名・第12回人権フェスティバル「『障がい者が社会で普通に暮らす』ということとは？＝国内におけるバリアフリーの現状と諸問題＝」実施日：12月10日 参加者：374名</p> | 市立大学 |
| ⑨ | ピア大阪の人権講座 | <p>「身体障がいのある人の就労について」 7月16日開催 35名の参加 「発達障がいのある人の支援について パート2」2月25日開催 41名の参加</p> <p>(22年度4回実施 参加者延べ246名)</p> | 障害福祉 |
| ⑩ | 心の輪を広げる体験作文・啓発ポスターの募集及び表彰 | <p>応募数 作文158編（198編） ポスター97点（73点） 表彰式 12月3日（土） 市庁舎玄関ホールで実施 障がい者週間（12月3日～9日）中、入選作品を市庁舎玄関ホールで展示</p> | 障害福祉 |
| ⑪ | ふれあいキャンペーンの実施 | <p>啓発物「大阪ふれあいおりがみ」の配付 (府内の小学3年生全員に配付)</p> | 障害福祉 |
| ⑫ | リハビリテーションセンター市民啓発事業 | <p>①平成23年10月15日『ひらの秋のフェスタ2011』に出展 【パンフレット等の配布】 ・『リハビリテーションセンターの概要』（パンフレット） ・『エルムおおさか』（リーフレット） ・『障がいのある方への介助～ワンポイント集～』（冊子） ・啓発物品（トマトガーデン） 【展示】 リハビリテーションセンター事業の紹介パネル 【体験】 車いす体験コーナー</p> <p>②平成23年12月3日『公開講座』の開催 『発達障がいのある人（児・者）の支援について』参加者 235名 (①平成22年10月23日『ひらの秋のフェスタ2010』に出展 【パンフレット等の配布】 ・『リハビリテーションセンターの概要』（パンフレット） ・『エルムおおさか』（リーフレット） ・『障がいのある方への介助～ワンポイント集～』（冊子） ・啓発物品（トマトガーデン） 【展示】 リハビリテーションセンター事業の紹介パネル 【体験】 車いす体験コーナー</p> <p>③平成22年10月23日『住吉区民まつり』に出展 【パンフレット等の配布】 ・『リハビリテーションセンターの概要』（パンフレット） ・『エルムおおさか』（リーフレット） ・『障がいのある方への介助～ワンポイント集～』（冊子） ・啓発物品（トマトガーデン）</p> <p>③平成22年12月11日『公開講座』の開催 『広汎性発達障がいのある人を理解しよう』 参加者 151名</p> | リハセン |
| ⑬ | 車いす体験講習会の実施 | <p>145件303クラス9,772人 市内の小中学校等で実施（149件336クラス10,740人）</p> | リハセン |

| イ 広報の充実 | | 12 |
|--|---|--------------------|
| <p>広報紙誌等を活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行う。</p> <p>さまざまな機会をとらえ、パンフレット・ビデオ等の作成やホームページの活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行う。</p> | | |
| | 重点 2 (2) 12月3日から9日までの「障がい者週間」を重点広報期間と位置づけ、市民と協働して広報・啓発活動を展開する。 | |
| | 重点 2 (3) 関係局が連携し、さまざまな障がい種別への支援のあり方や新たな課題も含め、計画的な啓発・広報を推進する。 | |
| | 重点 2 (6) 難病患者に対する理解を深めるため、引き続き啓発・広報活動を推進する。 | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 広報紙等を活用した広報 | 市政だよりによる広報 テレビによる広報 ラジオによる広報 ケーブルテレビによる広報 | 政策企画室市民情報部 |
| ② 生活ガイドブック「くらしの便利帳」による広報 | 平成23年10月に発行（平成21年10月に発行） | 政策企画室市民情報部 |
| ③ ボランティア活動情報誌「COMVO」による広報 | ボランティア活動を広く普及啓発し、情報提供を行うためのボランティア活動情報誌を発行。 | 市民局区政課 市民活動グループ |
| ④ 難病患者の居宅生活支援事業についてポスター等により広報している（毎年） | | 保健所管理 |
| ⑤ 障がい者マークをホームページに掲載 | | 障害福祉 |
| ⑥ 障がい者週間（12月3日～9日）中、市庁舎1階玄関ホールで障がい者啓発展示 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者週間のポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」募集の大阪市入選作品の展示 ・授産製品の展示 ・障がい者スポーツのパネル ・補助犬 | 障害福祉 |
| 【新】障がい者雇用支援月間（9月）中に、市庁舎1階玄関ホールで障がい者支援施設製品の展示・販売を実施 | 平成23年9月28日～29日実施 | 障害福祉 |

| ウ 各種講習事業の推進 | | 13 |
|---|-------------|------|
| <p>各区や関係機関等で取り組まれている手話や点字などのボランティア講習会等の事業について助成し、交流が拡大していくよう支援する。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 春・夏休みキャンプ教室（障がい者スポーツセンター実施）にかかるとの支援を実施している（毎年） | | 障害福祉 |
| ② 障がい者会館において講習会事業を実施している。（毎年） | | 障害福祉 |

| | |
|--|----|
| エ 施設コンフリクト解消に向けた取り組み | 14 |
| <p>入院・入所している障がいのある人の多くが地域と切り離された生活を余儀なくされていたことなどから、障がいのある人に対する理解がすすまず、誤解や偏見が依然として残っている。障がい者施設の設置に際して地域で反対運動が起きる「施設コンフリクト」は、障がいのある人への偏見と差別意識を象徴する課題であり、その解消に向けて引き続き積極的に取り組むとともに、障がいのある人と地域住民がさまざまに交流し、共生するまちづくりに向けた取り組みを行う。</p> | |
| <p>重点 2 (4) 施設コンフリクトの解消に向けて、障がいのある人や地域住民との交流活動などの普及啓発活動を推進し、共生するまちづくりをすすめる。</p> | |

| | |
|--|----|
| (2) 人権教育・福祉教育の充実 | 15 |
| <p>障がいのある人、とりわけ根強い偏見のある精神障がいのある人に対する認識と理解を深めるため、学校教育においては、教材等の研究をすすめ、取り組みの推進を図るとともに、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努める。</p> | |

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|-----------------------------|---|-------------|
| ① | 交流教育を積極的に推進し、教育実践の深化に努めている。 | | 教育委員会事務局指導部 |
| ② | 「体験☆COMVOー夏のボランティア活動ー」事業の実施 | 福祉施設・ボランティアグループ・NPO団体でのボランティア体験1461(1203人) 宿泊体験への参加体験 54(668人) | 地域福祉 |
| ③ | 学校教育における「共に生きる意識」の育成 | 「大阪市学校教育指針」において「すべての幼児・児童・生徒が障がいのある幼児・児童・生徒を取り巻く状況を自らのこととしてとらえ、共に生きる意識の育成を図るため、共に学ぶ実践を進めるとともに、障がい及び障がい者に対する認識・理解を深める指導に努める。」と示し、各校園での実践をすすめるよう指導している。 | 教育委員会事務局指導部 |
| ④ | 障がい者に対する理解促進 | 「障がい及び障がい者問題の理解」について各校園での実践の深化、充実に努めている。 | |
| ⑤ | いじめや差別の克服 | 互いのちがいを理解して認めあい、共に協力しながら成長していけるような集団育成を図る等、「共生社会」の実現に向けて、「人間尊重の教育」のさらなる深化・実現を図っている。 | |
| ⑥ | 「こころの健康ふれあいフェスタ」の実施 | 精神障がい者に対する正しい理解を広く市民に呼びかけることにより、市民のこころの健康づくりと精神障がい者の社会参加促進の一助とすることを目的とし、毎年テーマを設定して実施している。 (11月12日実施 参加者約450名) | こころ |

第3章 生活支援

2 施策の方向性

| | | | |
|--|-------------------------------------|---|------|
| (1) 相談、情報提供体制の充実 | | | |
| ア 相談支援体制の充実 | | 16 | |
| <p>区保健福祉センターをはじめ子ども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センターなどの相談機能の充実を図るとともに、それぞれの特性を活かしながら、関係機関相互の連携を深め、相談支援体制の充実を図る。</p> <p>区保健福祉センターにおいては、サービス利用が円滑に行われるよう、必要に応じて、事業者の調整、要請を行い、また、区地域自立支援協議会等を活用し相談支援に努める。</p> | | | |
| | 重点 3(1)① | 区保健福祉センター、子ども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センターなどの相談機能を充実する。 | |
| | 重点 3(1)③ | 人権研修等を通じて本市職員の障がい及び障がいのある人への認識を一層深めるなど、職員の資質の向上を図り、適切な相談支援に努める。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 心身障がい者リハビリテーションセンターの運営 | <p>相談・判定部門、訓練部門、職業訓練部門、研究・研修・情報サービス部門の連携により、障がい者のリハビリテーションと支援を総合的に行っている</p> <p>身体障がい者の相談・指導人員 5,769人 (5,921人)</p> <p>知的障がい者の相談・判定人員 2,574人 (2,284人)</p> <p>障がい児の療育相談人員 451人 (370人)</p> <p>補装具・福祉機器普及事業における相談件数 (住宅増改築相談も含む) 5,424人 (5,804人)</p> | リハセン |
| ② | 身体障がい、知的障がい、精神障がいがある方たちの「福祉のあらし」の作成 | 保健福祉センター保健福祉業務担当等で配布 4.4万部 (4.4万部) | 障害福祉 |
| ③ | 障がい者会館の運営 | 7か所 (7か所) | 障害福祉 |
| ④ | 発達障がい者支援センターの運営 | <p>平成18年1月10日開設 発達障がい児(者)及びその家族に対し相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発、研修事業を行っている。</p> <p>相談支援延2,153件 (2,060件) 発達支援延124件 (262件)</p> <p>就労支援延118件 (152件)</p> | 障害福祉 |

| イ 相談支援事業等の充実 | 17 | | |
|--|--------------------------|---|---------|
| <p>障がいのある人の地域での生活を支援し、自立と社会参加を促進するための相談や支援を行ってきた市町村障がい者生活支援事業、障がい児（者）地域療育等支援事業及び精神障がい者地域生活支援センターについては、障がい者自立支援法に基づき、障がい種別を一元化した相談支援事業を行うこととなりましたが、相談支援にあたってはそれぞれの専門性を活かし、区保健福祉センター等との連携をとりながら、より一層機能の充実に努める。</p> <p>障がいのある人の意思決定を支援し、その人のニーズに合ったサービスが提供されるよう、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、支援体制の充実に努めていく。</p> <p>相談支援にあたって、障がい当事者が相談に応じるピアカウンセリングは、障がいのある人の自立をすすめる上で有効な手法であり、相談支援事業において活用を図る。</p> <p>自立支援サービス等の利用にあたっては、必要な人にはサービス利用計画の作成等を行い、当事者の選択にそったサービス提供となるようきめ細やかな相談支援や情報提供に努める。</p> <p>難病患者等に対する相談については、「大阪難病相談支援センター」の相談事業に協力して取り組んでいく。</p> | | | |
| <p>重点 3 (1) ②</p> <p>相談支援事業者が、関連する機関・事業と連携して、一層機能発揮ができるよう、相談支援従事者の資質の向上を図るための取り組みを支援する。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 障がい者相談支援事業 | 自立生活センター型14ヵ所、療育支援センター型14ヵ所 | 障害福祉 |
| ② | 地域活動支援センター（生活支援型） | 9ヶ所 | 障害支援 |
| ③ | 発達障がい者支援開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者企画・推進委員会を設置し、大阪市における発達障がい者の各ライフステージに対応する一貫した支援体制を検討するとともに、発達障がい者の成長段階に応じた支援手法の開発を図る。23年度3回開催。(3回) ・発達障がい者企画・推進委員会に発達障がい者支援マネージャーを配置 ・発達障がい児療育支援事業（知的障がい児通園施設2箇所において実施） 前期40人 後期40人 ・発達障がいのある方及び発達障がいの傾向がある方を対象に「発達ノート」を発行。307冊配付（24年3月31日現在）。 | 障害福祉 |
| ④ | 住宅入居等支援事業 | 障がい者相談支援事業（自立生活センター型）14ヶ所、（療育支援センター型）14ヶ所、地域活動支援センター（生活支援型）9ヶ所を実施 | 障害福祉 |
| ⑤ | 障がい者福祉関係機関に対する研修や交流会の実施 | 保健福祉センター身体障がい者福祉担当職員研修 6回（5回） | リハセン |
| | | 保健福祉センター知的障がい者福祉担当職員研修 6回（5回） | 障害福祉 |
| | | 専門研修会（知的障がい者） 1回（1回） | リハセン |
| | | 身体障がい者相談員研修会 1回（2回） 知的障がい者相談員研修会 1回（1回） 精神保健福祉関係職員研修 48回（102回） 精神保健福祉関係職員人材養成研修 2回（18回） | こころ |
| ⑥ | 専門医による精神保健福祉相談事業（一般、老人等） | 一般 898回 1,614人（916回 1,403人） 老人 237回 196人（222回 376人） 計 1,135回 1,810人（1,138回1,779人） | こころ |
| ⑦ | 社会復帰相談指導事業 | 1,126回 10,342人（1,138回 10,940人） | こころ |
| ⑧ | 精神保健福祉相談（⑥⑦の延人数含む） | 実5,461人 延42,453人（実4,710人 延30,221人） | |
| ⑨ | 精神保健福祉訪問指導（同上） | 実1,888人 延 4,536人（実2,861人 延 4,652人） | |
| ⑩ | （こども相談センター内）特別支援教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあるか、または障がい疑われる子どもの教育相談を相談 実件数 685 件(756件) 相談・指導 延べ回数3,058回(3,486回) ・個別の指導計画や個別の教育支援計画について学校園へ情報提供している | こども青少年局 |

| | | | |
|---|----------------------|--|---------|
| ⑪ | 子ども相談センターにおける障がい児相談 | 受付件数 4,704件 (4,440件) | 子ども青少年局 |
| ⑫ | こころの健康センターこころの悩み電話相談 | 2,254件 (2,266件) | こころ |
| ⑬ | ひきこもり相談 (電話・面接・訪問) | 335件 (307件) | こころ |
| ⑭ | 自死遺族相談 (電話・面接) | 37件 (81件) | |
| ⑮ | 自殺未遂者相談支援 (電話・面接・訪問) | 221件 (90件) | |
| ⑯ | 『でかけるチーム精神保健相談』 | 保健福祉センターの技術支援を図るため、こころの健康センターにおいて実施 延 177件 (171件) | |
| ⑰ | 身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口 | 身体障がい者補助犬法改正に伴い、平成20年4月1日より、障がい者や受け入れ施設などからの苦情や相談窓口を健康福祉局障がい者施策部障がい福祉課に設置。 | 障害福祉 |
| ⑱ | 大阪難病相談支援センターへの協力 | 保健所で実施している難病患者療養相談会等で、センターの紹介ピラ等を設置するなどPRにも努め、患者の立場での経験を基にした助言や意見が必要なケースについてはセンターを紹介している | 保健所管理 |

| ウ 地域における相談の充実 | | 18 | |
|---|-----------------|--|------|
| <p>地域において障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行う身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の研修を充実し、活動の活性化を図る。</p> <p>地域の身近なところで相談や日々の見守り等が行えるよう、区社会福祉協議会や地域関係機関等における相談支援体制の構築を図る。</p> <p>地域自立支援協議会を中心として、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図り、地域の関係機関によるネットワーク構築等に取り組んでいく。</p> | | | |
| <p>重点 3 (1) ④</p> <p>各区地域自立支援協議会において、各区における関係機関の連絡調整や具体の事例検討などを行い、地域の支援関係機関の相談支援機能の充実と連携体制の構築を図る。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 大阪市地域自立支援協議会の開催 | 4回 (3回) *大阪市障がい者ケアマネジメント推進協議会を廃止し、大阪市地域自立支援協議会を20年4月に発足した | 障害福祉 |
| ② | 各区地域自立支援協議会の開催 | 24区 (24区) *体制の整った区から順次、障がい者ケアマネジメント連絡調整会議を区地域自立支援協議会に改組 (20年7月に完了) | |

| エ 当事者・家族による相談の充実 | | 19 |
|--|---|-------|
| <p>障がい当事者またはその家族が地域において障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言等を行う身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の研修を充実し、活動の活性化を図る。また、自立生活支援センターなどにおいて実施している、障がい当事者が相談に応じるピアカウンセリングは、エンパワメントの観点から障がい者の自立をすすめるうえで有効な手法であり、ピアカウンセラーの養成・資質の向上に努め、今後とも充実を図るとともに、当事者団体・家族会等の活動を支援する。</p> | | |
| <p>重点 3 (1) ⑤ ピアカウンセリングや当事者活動を支援し、当事者・家族に対する相談支援を充実する。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の配置 | 身体障がい者相談員 132人 (132人) 知的障がい者相談員 64人 (64人) | 障害福祉 |
| ② ピアスクール | 障がい者自身が障がい者問題を勉強する講座 12回 参加者 16名 (21回 16名) | 障害福祉 |
| ③ 小児慢性特定疾患児等ピアカウンセリング事業 | 延相談者数 64人 | 保健所管理 |

| オ 家族に対する相談支援体制の充実 | | 20 |
|--|--|---------|
| <p>障がいのある人の支援に携わる関係機関が連携を図り、家族に対して障がいのある人のライフステージを通した一貫した支援を行い、施策の活用ができるよう、障がいのある人の自立あるいは生活に関する情報を提供し、家族を支えられるよう相談支援体制の充実を努める。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 知的障がい児母子訓練事業 | 28グループ (27グループ) | 障害福祉 |
| ② 1歳半児精密検診事後指導の母子通所訓練 | 2グループ、こども相談センターで実施 (2グループ) | こども青少年局 |
| ③ 在宅筋ジストロフィー症児(者)福祉対策事業 | 集団検診 7人 (7人) 相談 148人 (144人) | 障害福祉 |
| ④ 重症心身障がい児訪問指導の対象者 | 1,134人 (1,115人) ・訪問教育連絡会議 (こども相談センターと肢体不自由特別支援学校) による連携 | こども青少年局 |
| ⑤ 障がい児等療育支援事業 | 14カ所 訪問延2,885件 外来延6,114件 施設職員指導延226件 | 障害福祉 |
| ⑥ 聴言障がい者生活相談事業 | 3,913件 (4,043件) | 障害福祉 |
| ⑦ 身体障がい者結婚相談事業 | 534件 (758件) | 障害福祉 |
| ⑧ 在宅中途失明者訪問指導事業 | 241人 (213人) | 障害福祉 |
| ⑨ 重度肢体障がい者訪問診断 | 426件 (493件) | リハセン |
| ⑩ 家族教室 | 全保健福祉センターで実施 263回 1,610人 (269回 1,713人) | こころ |

| (2) 地域生活の支援 | | | |
|--|---|---|-------------|
| ア サービス利用の支援 | | 21 | |
| サービス提供事業者に関する確実な情報提供を行ったり、府に協力して事業者への指導を行うなど、障がいのある人が必要なサービスを適切に活用できるよう支援する。 | | | |
| | 重点 3(2)③ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業など社会参加を促進するための事業を推進する。 | | |
| | 重点 3(2)④ 障がいのあることについて、各種施策の活用により地域生活の充実を図る。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 社会参加総合推進事業 | ・地域活動推進事業 身体障がい者クラブ活動 | 障害福祉 |
| | | ・更生訓練活動等 | |
| | | 義肢装着訓練事業、視覚障がい者点字・パソコン講習、視覚障がい者社会生活訓練、ろうあ者日曜教室、中途失聴者更生訓練、点字競技会等 | |
| | | ・ボランティア養成 点字・手話通訳・要約筆記等奉仕員の養成 | |
| | | ・手話通訳派遣事業 2,527件 (1,875件) | |
| | | ・要約筆記奉仕員派遣事業 218件 (215件 175件) | 障害福祉 |
| | | ・身体障がい者自動車改造費補助 9件 (14件) | 障害福祉 |
| | | ・結婚相談事業 534件 (758件) | 障害福祉 |
| | | ・在宅中途失明者訪問指導 241人 (213人) | 障害福祉 |
| | | 点字版市政だより毎月 約330部配布 (毎月約340部) | 政策企画室市民情報部 |
| ② | リフト付きバスの運行 | 67回 (67回) | 障害福祉 |
| ③ | 障がい児(者)福祉バス借上げ助成 | 68台 (62台) | 障害福祉 |
| ④ | 市営交通福祉措置による無料・割引乗車証の交付 | 身体・知的 76,099人 (79,063人) 精神 16,193人 (14,870人) | 障害福祉 こころ |
| ⑤ | 重度障がい者等タクシー料金助成 | 普通タクシー券 21,087人 (20,566人) | 障害福祉 |
| | | リフト付きタクシー券 7,835人 (9,296人) | |
| | | 普通・リフト付併用 1,140人 (1,958人) | |
| ⑥ | 事業者等への指導監査の実施 | 障がい者小規模作業所 18カ所 | 運営指導 |
| | | 障がい者小規模通所授産施設 1カ所 | |
| | | 地域活動支援センター 18カ所 | |
| | | 移動支援事業所 100カ所 | |
| | | 共同生活介護・援助事業所 12カ所 | |
| | | 精神障がい者社会復帰施設 3カ所 | |

| イ グループホーム等への支援 | | 22 |
|---|---|-------|
| <p>地域において自立生活をすすめるためには多様な居住の場が必要であり、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームは、そのひとつとして重要なサービス基盤として位置づけています。障がいのある人が地域において自立をす場として、また、入所施設からの地域移行及び退院促進をすすめるための施策として設置の促進や運営の安定化に向けて支援をすすめる。</p> <p>グループホームの設置にあたっては、市営住宅活用をより一層すすめていく。</p> | | |
| <p>重点 3(2)①</p> <p>グループホーム、ケアホームまた福祉ホームについては、国に対して制度改善を働きかけるとともに、設置促進、運営の安定化に向けて引き続き取り組む。</p> | | |
| <p>重点 3(2)②</p> <p>グループホームやケアホームについては、身体障がいのある人の利用が認められるよう、引き続き国に対して制度改善を強く働きかけるとともに、引き続きその支援に努める。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① ショートステイ事業 | 48,216人 (46,826人) | 障害支援 |
| ② 難病患者等ショートステイ事業 | 0日 (0日) | 保健所管理 |
| ③ 共同生活介護・共同生活援助事業 | 運営 17,067人 (16,872人) 設置助成 13か所(10カ所) 設備整備助成 20か所(7カ所) | 障害支援 |
| ④ グループホーム等への市営住宅活用 | 16カ所 (16カ所) | 障害支援 |

| ウ 居宅介護支援等に関するサービスの充実 | | 23 |
|---|--------------------------|-------|
| <p>居宅介護事業や移動支援事業については、個々のニーズにそったサービス利用となるよう、利用者のニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図る。</p> <p>重度障がいのある人の地域での自立生活の支援をすすめるため、また、施設からの地域移行を推進するため、重度訪問介護事業、行動援護事業等についても今後さらに事業の推進を図っていく。</p> | | |
| <p>重点 3(2)⑤</p> <p>個々の介護ニーズにそった居宅介護支援等の充実のため、居宅介護や重度訪問介護等介護施策についての課題検討をすすめるとともに、重度障がい者等包括支援事業を確保するなど、施策の充実を図る。</p> | | |
| <p>重点 3(2)⑥</p> <p>精神障がいや重い知的障がい、重度重複障がいのある人の介護サービスや移動支援、また入院時の支援のあり方について検討をすすめる。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 居宅介護等事業 | 1,751,070時間(1,554,567時間) | 障害支援 |
| ② 移動支援事業 | 1,502,596時間(1,462,715時間) | 障害支援 |
| ③ 重度訪問介護事業 | 2,523,791時間(2,395,992時間) | 障害支援 |
| ④ 行動援護事業 | 35,284時間(32,800時間) | 障害支援 |
| ⑤ 同行援護事業 | 30,180時間 [平成23年10月実施] | 障害支援 |
| ⑥ 難病患者等ホームヘルプサービス事業 | 4,027時間 (4,504時間) | 保健所管理 |

| エ 所得保障の充実 | | 24 | |
|---|-------------------|---|------|
| <p>自立した生活をするためには、生活の基盤となる所得を保障していくことが前提となるので、年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望する。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 国への要望事項 | 年金給付水準の引き上げについて一層の改善措置を講ずるよう、国へ要望した。 | 保険年金 |
| ② | 特別障がい者手当、福祉手当等の支給 | 特別障がい者手当・障がい児福祉手当（福祉手当含む） 4,883人(4,733人) | 障害福祉 |
| ③ | 外国人心身障がい者給付金の支給 | 112人（119人） | 障害福祉 |

| オ 障がい者会館における地域生活支援の推進 | | 25 | |
|--|--------------------------------|----------------------------|------|
| <p>障がい者会館については、平成23年度末をもって条例施設としては廃止し、民間法人へ移管する方針ですが、今後、施設の活用方法や、障がい者自立支援法に基づく事業等の地域のニーズに即した事業実施についての検討をすすめ、引き続き、障がいのある人の地域での自立生活と社会参加に向けた支援をすすめる。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 総合相談、人権啓発、権利擁護、教育・保育支援、就労支援事業等 | 延 44,695人 7か所（50,133人 7か所） | 障害福祉 |

| | |
|----------------------------|----|
| カ 福祉用具給付事業や住宅改造に関する相談事業の推進 | 26 |
|----------------------------|----|

障がいのある人が必要とし、個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、身近な場所でのわかりやすい情報提供を行うなど、補装具や日常生活用具等のより効果的な給付に努める。

住環境を改善し、快適で安全な生活が確保できるよう、住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図る。

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|-------------------------------|--|------|
| ① | 補装具・福祉機器普及事業 | 福祉用具に関する相談、助言、指導を行い、補装具や機器の工夫改良等を行う。 ・相談・訪問等 5,424件 (5,804件) ・講習・研修会 59件 (56件) 延 1,810人 (1,522人) | リハセン |
| ② | A T Cエイジレスセンター事業 | ・年齢やハンディを乗り越えるために開発された製品やサービスを展示・紹介している ・車椅子, 福祉車両, 手すり, 介護用ベット, 補聴器等展示 ・電動車椅子, 車椅子試走コース設置 来場者数 186,797人 (H22年度:163,166人) | 経済局 |
| ③ | 補装具の給付 | 者7,219件 (7,071件) 児童1,882件 (1,851件) | 障害福祉 |
| ④ | 重度身体障がい児(者)日常生活用具給付事業 | 56,523件 (54,488件) | 障害支援 |
| ⑤ | 盲人用具購入あっせん事業 | 667件 (1,932件) | 障害福祉 |
| ⑥ | 点字図書購入助成 | 215件、うち点字毎日117件 (205件、うち点字毎日119件) | 障害支援 |
| ⑦ | 補装具・福祉機器普及事業における住宅改造相談の実施 | 342件 (369件) 住宅の改良等に専門家が助言・指導 | リハセン |
| ⑧ | 重度心身障がい者住宅整備改造費の助成 | 215件、うち点字毎日117件 (205件、うち点字毎日119件) | 障害支援 |
| ⑨ | 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける住宅改造相談の実施 | 1件 (2件) 実件数 | 高齢福祉 |
| ⑩ | 高齢者住宅改修費助成 | 476件 (495件)実件数 | 高齢福祉 |

| | | | |
|---|-------------------|---|-------|
| キ 難病患者に対する在宅介護サービスの充実 | | 27 | |
| <p>難病患者の在宅療養生活を支援するため、入浴や食事等の介護や掃除、洗濯等の家事援助等を行うホームヘルプサービス事業の基盤整備等の充実に努める。</p> <p>難病患者の介護を行う家族等の疾患やその他の理由により、一時的に保護を必要とする場合に患者が医療提供施設に短期入所するショートステイ事業の充実に努める。</p> <p>日常生活での難病患者や介護者の負担を軽減するため、日常生活用具給付事業の充実に努める。</p> | | | |
| 重点 3(2)⑦ 難病患者等居宅介護支援事業の周知に努め、利用の促進を図るとともに、事業者に対する啓発を行い、事業の基盤整備等をすすめる。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 難病患者等に対する居宅生活支援事業 | ホームヘルプサービス：24名 4,027時間 ショートステイ：実績なし 日常生活用具：4名（4件） | 保健所管理 |

| | | | |
|---|------------------|---|------|
| (3) 日中活動の支援 | | | |
| ア 新サービス体系への移行支援 | | 28 | |
| 旧体系の施設や小規模作業所については新サービス体系への移行を支援し、障がいのある人の地域での生活基盤の整備をすすめる。 | | | |
| 重点 3(3)① 旧法施設、障がい者小規模作業所また小規模通所授産施設への、新サービス体系への移行等を支援し、地域での自立生活を支える社会基盤の整備を促進する。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 障がい者小規模作業所巡回指導事業 | 巡回訪問し、新事業への移行に向けた相談・指導や情報提供等により移行を促進する。 障がい福祉サービスへ移行 15か所 地域活動支援センターへ移行 5か所 ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日の移行数 | 障害支援 |

| | | | |
|--|---------------------------|---------------------------------------|------|
| イ 障がい者小規模作業所等への支援 | | 29 | |
| 障がい者小規模作業所や小規模通所授産施設の障がい者自立支援法による障がい福祉サービス事業や地域活動支援センター事業への移行を支援し、日中活動の場の充実に努める。 | | | |
| 障がい者小規模作業所のさまざまな運営形態に配慮し、新サービス体系への移行だけでなく、日中活動の場として引き続き活用できるような支援策についても検討する。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 小規模作業所・障がい者小規模通所授産施設の運営助成 | 小規模作業所41か所（64か所） 小規模通所授産施設4か所（8か所） | 障害支援 |
| ② | 地域活動支援センター（活動支援A型）事業運営助成 | 事業所数49か所（53か所） | 障害支援 |

| | | |
|--|---|---------------|
| ウ 日中活動のサービス基盤の確保 | | 30 |
| 生活介護、自立訓練、就労移行等の障がい者自立支援法に基づく事業など、地域での日中活動を支える社会基盤の確保をすすめる。 | | |
| 就労継続B型事業については、就業支援だけではなく、日中活動や生活の支援という機能にも着目し、必要な基盤の確保をすすめる。 | | |
| | 重点 3(3)② 障がいのある人の「生活支援」の観点からも「工賃倍増5ヶ年計画」が実効をあげるよう、大阪府と協力して取り組みをすすめる。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 地域活動支援センター（活動支援B型）事業運営助成 | 事業所14か所（16か所） |
| | | 担当 障害支援 |

| | | |
|---|---|---|
| (4) 施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進 | | |
| ア 入所施設利用者の地域移行支援 | | 31 |
| 施設に入所している人については、本人の意思を尊重した個々の移行支援プログラムの策定や外出、体験宿泊など取り組みを推進し、地域におけるサービス基盤の確保を行いながら、地域生活への円滑な移行の促進を図る。 | | |
| 地域でのサービス基盤や支援体制の確保を行うことによって、親や家族の意識を従来の入所施設利用中心から、地域での自立生活へ転換していくよう働きかけを行い、「施設入所待機者」についても地域生活の基盤の充実によって解消していくよう取り組みをすすめる。 | | |
| 生活保護施設等に入所している障がいのある人について、実態の把握を行い、支援の方策について検討する。 | | |
| | 重点 3(4)① 施設入所者の実態調査に基づき、利用者の意志を尊重した地域生活への移行をすすめるための指針を策定し、移行支援方策を推進するとともに、その支援のための仕組みづくりに取り組む。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 施設入所者に対する実態把握調査 | 施設入所期間が1年以上の生活保護受給者について、個々の状況に応じた支援に資するために実態調査を行った。 |
| | | 担当 保護課 |

| | | | |
|--|------------------|---|-----|
| イ 入院中の精神障がいのある人の地域移行 | | 32 | |
| <p>社会的入院を余儀なくされ入院が長期化している精神障がいのある人の地域生活への移行を支援するため、地域におけるサービス基盤の確保とともに、医療機関との連携や協力体制の整備、ピア活動への取り組みなど、地域活動支援センター（生活支援型）等において退院を促進するため取り組む。また、退院後の生活の安定を図るための医療・生活を含めた支援をすすめるシステムの構築を図る。</p> | | | |
| 重点 3 (4) ② | | | |
| 精神障がい者地域生活移行(退院促進)支援事業の推進を図るため、システム構築をすすめる。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 精神障がい者地域生活移行支援事業 | 退院支援した方 47名 (55名) 退院 19名 (21名) 継続 26名 (32名) | こころ |

| | | | |
|---|----------------------------------|---|---------|
| (5) 障がいのある子どもへの支援の充実 | | | |
| ア 関係機関の連携した支援の推進 | | 33 | |
| <p>乳幼児期、学齢期、そして学校卒業後のそれぞれについて、障がいのある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は教育、保健・医療、福祉、就労支援等の関係機関と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもって支援を行っていく。</p> <p>親や家族を支える相談支援体制の充実は重要であり、身近な相談支援機関、専門的機能をもった機関等それぞれの特性を活かした相談支援をすすめる。</p> <p>施設へ入所している障がいのある子どもについても、地域生活への移行を基本に考えることが必要であり、障がいのある子ども及び家族の状況を勘案しながら、地域生活への移行のすすめ方についての検討をすすめる。</p> | | | |
| 重点 3 (5) ① | | | |
| 障がいのある子どもの身近な相談支援のシステムについての確立を図る。 | | | |
| 重点 3 (5) ② | | | |
| 障がいのある子どもの放課後や長期休業中の生活を支援するために、学校や社会教育施設、関係諸機関等や日中一時支援などの福祉サービスの活用について検討をすすめる。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 「障がいのある中学生の放課後活動支援のあり方プロジェクト」の実施 | こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局によるプロジェクト会議を実施し、障がいのある中学生、保護者にとって望ましい放課後の活動支援のあり方について検討 | こども青少年局 |

| イ 日中活動の支援 | | 34 | |
|--|-------------------------------------|---|----------------|
| 放課後や長期休暇中の活動の場の確保、通学保障については、関係する部署が連携をとって、障がいのあるこどもの状況や希望等を勘案しながら有効な取り組みをすすめる。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 日中一時支援事業 | 利用回数 延19,632回 (21,916回) | 障害支援 |
| ② | 本市放課後児童施策に障がいのあるこどもが円滑に利用できるよう取り組む。 | 本市放課後児童施策における障がいのある子どもの利用状況 児童いきいき放課後事業 2,242人 (2,158人) 子どもの家事業 81人 (97人) 留守家庭児童対策事業 131人 (162人) | こども青少年局放課後事業担当 |

| ウ 発達障がいのある人の支援 | | 35 | |
|--|-----------|--|------|
| 発達障がいのある人の支援については、保健・福祉・教育等関係機関等の連携による支援体制の構築を図り、発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、当事者ニーズを反映しながら早期発見・早期支援、療育支援、教育、就労支援等それぞれの課題を整理しながら施策の推進に努める。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 発達障がい者の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者企画・推進委員会を設置。3回開催。 ・発達障がい者企画・推進委員会に発達障がい者支援マネージャーを配置。 ・発達障がい児療育支援事業（知的障がい児通園施設2箇所において実施） 前期40人 後期40人 ・発達障がいのある方及び発達障がいの傾向がある方を対象に「発達ノート」を発行。307冊配付（24年3月31日現在）。 【新】・巡回相談支援事業により、地域の発達障がい者が利用する機関・事業所のスタッフに対し支援ノウハウを提供。66か所・延161回 | 障害福祉 |

| | |
|-------------------|----|
| (6) 多様なニーズに対応した支援 | 36 |
|-------------------|----|

重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人など、多様なニーズを有する人についてはまだ、総合的な地域生活支援のあり方について検討をすすめることが必要であり、それぞれのニーズの把握を行いながら、専門機関や地域の関係機関が連携した体制を構築し、適切な支援をすすめていく。

野宿生活を余儀なくされている人やハンセン病回復者、あるいは、生活保護施設へ長期入所されている障がいのある人についても、支援が及ぶよう、その実態等を把握しながら関係機関が連携し、取り組みについて検討をすすめる。

障がいのある単身生活者の増や高齢化などの実態を踏まえ、関係施策との連携も含めて支援のあり方について検討をすすめる。

医療ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携し、施策を有効に活用していきけるよう支援体制の構築について検討をすすめる。

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|---------------------------------|---|----------|
| ① | 大阪府高次脳機能障がい地域支援ネットワーク構築へ向けた協力 | 平成23年11月11日 大阪市圏域地域支援ネットワーク会議開催 | 障害福祉 |
| ② | 発達障がい者企画・推進委員会を設置 | 大阪市における発達障がい者の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を検討するとともに、発達障がい者の成長段階に応じた支援手法の開発を図る。3回開催。 | 障害福祉 |
| ③ | 施設入所者に対する実態把握調査 | 施設入所期間が1年以上の生活保護受給者について、個々の状況に応じた支援に資するために実態調査を行った。 | 保護課 |
| ④ | ハンセン病回復者に対する社会復帰の促進に向けた訪問相談支援事業 | 実施回数 21回 | 保健所感染症対策 |

| (7) コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実 | | | |
|--|--|----------------|--------|
| ア 多様な情報提供 | | 37 | |
| <p>障がいのある人が利用できる施策についての情報や日常生活を改善するための情報をはじめ、社会参加や権利行使に必要な多様な情報を総合的に、かつ障がいのある人や家族等にわかりやすく活用しやすい形での提供に努める。</p> <p>情報を入力することが困難な知的障がいのある人や視覚障がいや聴覚障がいのある人について、ITなどの活用も含めそれぞれに適した情報提供の方策を研究し、それぞれの障がいに応じた形で情報提供できるように努める。</p> | | | |
| | 重点 3 (6) ① | | |
| | 障がいの特性を考慮し、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、障がいのある人や家族がわかりやすく活用しやすい形で情報提供を行う。 | | |
| | 重点 3 (6) ③ | | |
| | 多様化する障がいのある人のニーズに応じた福祉用具が提供できるよう情報収集を図るとともに、個々の障がい状況や生活実態に対応できる福祉用具の研究開発をすすめる。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | | 担当 |
| ① 早川福祉会館の視覚障がい者情報提供事業 | 蔵書数 | | 早川福祉会館 |
| | テープ図書5,086タイトル 32,748巻 (4,995タイトル 32,189巻) | | |
| | デージー図書 3,811タイトル 3,811枚 (3,638タイトル 3,638枚) | | |
| | 点字図書 1,233タイトル3,639冊 (1,076タイトル3,183冊) | | |
| | 貸出数 | | |
| | テープ図書 8,440人 9,730タイトル (9,538人 10,907タイトル) | | |
| | デージー図書 22,901人32,106タイトル (20,327人28,492タイトル) | | |
| | 点字図書 1,727人 1,753タイトル (点字図書 1,661人 1,685タイトル) | | |
| | 声の市政だより 2,590部 (2,411部) | | |
| | 雑誌類(再掲) 13,696部 (18,730部) | | |
| 音訳講習会修了者 16人 (33人) | | | |
| 点訳講習会修了者 19人 (39人) | | | |
| ② 点字市政だより発行 | 毎月 約330部配布 (毎月約340部) | 政策企画室市民情報部 | |
| ③ 視覚障がい者用「福祉のあらまし」録音版作成 | 500部 (内訳 カセットテープ版200 DAISY版300) 配布 (点字版と隔年) | 障害福祉 | |
| ④ 点字資料出版事業 大視協ジャーナル | 点字版 3,240部 (3,240部)、墨字版 12,000部 (12,000部)、声の広報テープ 2,160巻 (2,160巻) | 障害福祉 | |
| ⑤ 日常生活用具給付事業の緊急通報システム・福祉電話の設置 | 緊急通報システム 17台 (14台) 福祉電話 14台のうちFAX3台 (24台のうちFAX3台) | 障害支援 | |
| ⑥ 大阪市ホームページの運用・管理 (携帯電話向けホームページを含む) | 障がい者をはじめ誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用 | 政策企画室市民情報部 | |
| ⑦ 生活ガイドブック「くらしの便利帳」 | 点字版351部、録音版366部(内訳:テープ版177部、デージーCD版189部)発行 平成24年1月発行 点字版370部、録音版350部(内訳:テープ版200部、デージーCD版150部)発行 平成22年1月発行 | 政策企画室市民情報部 | |
| ⑧ 知的障がい者本人向け「“はーとふる”ガイド(わかりやすい福祉サービス)」の作成 | 2,700部発行 (2,700部) | 障害福祉 | |
| ⑨ リーフレット「郵便等による不在者投票制度のお知らせ」を作成し、区役所等で配布している。 | | 行政委員会事務局選挙部選挙課 | |
| ⑩ 市長選、市議選の選挙公報の音訳テープや、選挙公報の全文を記載した「点字毎日」の号外を配布している。また、「投票案内状」に点字シールを貼付している。 | | | |
| ⑪ 市長選、市議選において点字投票用紙に点字で選挙名表示を行っている。 | | | |
| ⑫ 「民間事業者の個人情報保護」点字版冊子の配架 | 各図書館、障害者福祉施設等に配架 (平成19年度に50部作成) | 市民局 | |
| ⑬ 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」点字版の配架 | 各区役所、各図書館に配架 (平成21年度に100部作成) | | |
| ⑭ 【新】「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」概要版点字冊子及び「人権が尊重されるまち」指標概要版点字冊子の配架 | 各区役所、各図書館等に配架 (平成23年度に各90部作成) | | |
| ⑮ 点字 大阪市人権だより発行 | 大阪市人権だより NO.1・2・3・4 各50部配布 | | |
| ⑯ 音声による人権啓発事業の実施 | 「多文化共生社会の実現」をテーマとしたホームページの運営において、より多くの人に情報を提供できるよう 音声読み上げ用ページ、テキストによる表示を実施 | | |

| | | | |
|----|---------------------------------------|---|------------|
| ⑰ | 市税の納税通知書等への点字表示 | 視覚障がいのある方（希望者）に、納税通知書等の封筒に送付文書名などの点字表示を実施している。また、年度当初の個人市・府民税、固定資産税・都市計画税の納税通知書等には、その主な内容の点字文書も同封している。 | 財政局 |
| ⑱ | 難病患者に対し保健福祉センターにおいて面接相談等の機会をとらえて情報の提供 | | 保健所管理 |
| ⑲ | 聴言障がい者用ファックスの積極的な広報と運用 | 消防署において、ファックス通報用の用紙を配付、インターネットホームページからも取得可 通報件数 32件（内訳：火災0件、救急10件、その他の災害0件、続報0件、案内問合せ等22件） | 消防局 |
| ⑳ | eメールによる119番通報受信体制の広報 | eメールによる119番通報受信体制を広報（パンフレットの配付等）し、聴言障害者の119番通報手段について情報提供する。通報件数58,945件（内訳：火災2件、救急0件、その他の災害0件、問合せ0件、その他58,943件） ※その他は、SPAMメール（迷惑メール含む） | |
| 21 | 大阪市総合コールセンター | 市政に関する簡単なお問合せに電話、ファックス、メールにより対応します。 [開設時間] 8時～22時（年中無休） | 政策企画室市民情報部 |

| イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実 | | 38 | |
|---|--|--|----------------|
| <p>コミュニケーション・情報の収集の保障は社会生活を営むうえで、また、権利実現の観点からも重要であるため、障がいの状況に応じた支援ができるよう、点字・対面朗読・録音図書・また手話の言語性を尊重した手話・要約筆記などの普及や市民の理解の促進に努め、大阪府と連携し、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を推進する。</p> <p>知的障がい、失語症などによりコミュニケーションが困難な人については、その特性への理解を深めるなど支援に努める。</p> <p>盲ろう重複障がいに対応した触手話、指点字等のコミュニケーション保障の検討や、盲ろう障がいのある人への理解の促進に努める。</p> <p>本市職員を対象とする手話・点字に関する研修を充実し、コミュニケーションの円滑化を図る。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 点字自動読取装置の設置 | 平成6年2月から全区に点字自動読取装置を設置し、点字による届出等の円滑な受付を図るとともに、同年5月から、点字による区内各種事業等のお知らせを作成し、希望者に送付している。さらに、平成9年度からは区の広報紙の点字版を作成し、希望者に送付している。 | 市民局 |
| ② | 【新】男女共同参画セミナーにおける手話通訳 | 男女共同参画セミナー（クレオ大阪で実施）受講の希望者に対して手話通訳を実施した。（実施事業数：8回、実施人数：8人） | 市民局 男女共同参画課 |
| ③ | ・点字による水道使用料等の通知（お知らせ票）（毎回） ・点字版水道料金のご案内の作成（随時） | | 水道局 |
| ④ | 点字資料出版事業 | 37④ 参照 | 障害福祉 |
| ⑤ | 点字競技会開催 | 20人（26人） | 障害福祉 |
| ⑥ | 点訳奉仕員養成事業 | 18人（36人） | 障害福祉 |
| ⑦ | 視覚障がい者点字講習会の実施 | 9人（17人） | 障害福祉 |
| ⑧ | 点字図書館の日本ライハウス情報文化センターの運営助成 | 1件（1件） | 障害福祉 |
| ⑨ | ごみの持ち出しサービスに関する内容を記載した市民周知用パンフレットの作成 | 一人暮らしのおとしよりや、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、申し込みによるごみの持ち出しサービスを平成8年度より実施している。平成17年7月より持ち出しサービスを受けられている方を対象に、安否確認の通報サービスを実施している（希望者のみ）。なお、環境事業センターにおいてリーフレットを常備している。 | 環境局 |
| ⑩ | 身体障がい者手帳の点字表示 | 申請者 0件（0件） | リハセン |
| ⑪ | 手話通訳奉仕員養成事業 | 受講者 896人（957人） | 障害福祉 |
| ⑫ | 要約筆記奉仕員養成事業 | 受講者 26人（17人） | 障害福祉 |
| ⑬ | 手話通訳者派遣事業 | 派遣数 2,527人（1,875人） | 障害福祉 |
| ⑭ | 要約筆記奉仕員派遣事業 | 派遣数 218件（215件） | 障害福祉 |
| ⑮ | 手話通訳指導員派遣事業 | 聴覚障がいのある保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るため、学校への手話通訳指導員派遣を実施 | 教育委員会事務局指導部 |
| ⑯ | 市会本会議傍聴に手話通訳配置 | 23年度申請なし（22年度申請なし） | 市会事務局 |
| ⑰ | 聴覚に障がいのある選挙人とのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を投票所又は選挙執行本部に配置している。 | | 行政委員会事務局選挙部選挙課 |

| | | |
|---|---------------|-------------|
| ウ 情報バリアフリーの推進 | | 39 |
| 障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ITの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報機器やソフトウェアに関する情報の提供や障がい者情報バリアフリー化支援事業等の推進に努める。 | | |
| 重点 3 (6) ② 障がいのある人のIT活用を促進する方策を検討するとともに、推進に向け人材養成に努める。 | | |
| 事業 | | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 情報バリアフリー化支援事業 | 23件 (38件) |
| | | 担当 障害支援 |

| | | |
|--|--|--|
| (8) スポーツ・文化活動の振興 | | 40 |
| ア スポーツ・文化活動への参加の促進 | | |
| 地域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について障がいのある人の利用促進を図る。 市立の各種ホール・施設についても障がいのある人に配慮した整備をすすめるとともに、民間施設についても協力を求め、障がいのある人の文化活動への参加の促進を図る。 | | |
| 事業 | | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 障がい者スポーツセンター運営 | 利用者 スポーツ施設 582,778人 (630,691人) 宿泊研修施設 18,636人 (16,419人) |
| ② | 「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にのっとり、スポーツ施設に障がい者用トイレやスロープ、エレベーター等の各種設備を整備 | 平成2223年度までの整備状況 陸上競技場、球技場、野球場、庭球場、修道館、弓道場、屋内プール、スポーツセンター、体育館 など |
| ③ | 民間事業者が美術館、一定規模以上の劇場、映画館、スポーツ施設等の新築、増築工事を行う場合、「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき事前協議を行い、整備基準に適合するよう指導 | 協議件数 4件 |
| ④ | 手帳所持者に市内文化施設・プールの入場料等を減免 | |
| | | 担当 障害福祉 ゆとりとみどり振興局 計画調整局 各局 |

| | | |
|---|----------------------|---|
| イ スポーツ・文化活動の振興 | | 41 |
| 長居と舞洲に設置している障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図る。 障がいのある人に対して適切にスポーツの指導ができる指導員の養成やボランティアを育成するとともに、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行う。 国際的なスポーツ大会の開催を通じて、障がいのある人の国際交流をすすめるほか、障がいのある人のスポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図る。 障がいのある人が楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、それぞれに適したレクリエーションの開発、普及に取り組む。 障がいのある人の生活を豊かにするとともに、地域における文化活動を支援することによって、芸術・文化活動の振興を図る。 | | |
| 重点 3 (7) ① 長居と舞洲に設置している障がい者スポーツセンターや地域のスポーツセンター・プール等における障がいのある人のスポーツ活動の普及や障がいのある人の文化活動の振興を図る。 | | |
| 事業 | | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 障がい者スポーツの振興 | 大阪市障がい者スポーツ大会開催、全国障がい者スポーツ大会派遣、障がい者スキー教室の開催等 |
| ② | 障がい者スポーツ国際親善大会 | 国際親善車椅子バスケットボール大会の開催 |
| ③ | 知的障がい者スポーツ大阪大会への開催補助 | 参加者 2,277人 (2,258人) |
| ④ | 全国障がい者スポーツ大会大阪市選手団派遣 | 派遣人員 111人 (108人) |
| ⑤ | 地域活動(クラブ活動)へ助成 | クラブ活動助成 参加者 視覚障がい者関係 延69人 (483人) 聴覚障がい者関係 延2907人 (625人) 肢体障がい者関係 延410人 (540人) 視覚障がい者点字・パソコン講習会 27人 (32人) ろうあ者日曜教室 463人 (366人) |
| | | 担当 障害福祉 障害福祉 障害福祉 |

第4章 生活環境

2 施策の方向性

| | | |
|--|-------------------------|--|
| (1) 生活環境の整備 | | |
| ア ひとにやさしいまちづくりの推進 | | 42 |
| 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備をすすめ、障がい当事者の参加のもとに全市的に「ひとにやさしいまちづくり」を推進する。 | | |
| 整備要綱については、実効性が保持できるよう、全ての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ推進に努める。 | | |
| 全ての市民が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、その必要性を周知し、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行う。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」 | 「大阪府福祉のまちづくり条例」の内容等をふまえて見直しに向けた検討を行った。 |
| ② | ビデオ、パンフレット等による啓発 | (H5年度～) |
| ③ | 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 | 中学・高校生を対象(H7年度～) 応募件数 614件(486件) |
| ④ | 大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web | 公開件数384施設 |
| | | 担当 |
| | | 障害福祉 |
| | | 障害福祉 |
| | | 障害福祉 |
| | | 障害福祉 |

| | | |
|--|---|--|
| イ 本市建築物の改善 | | 43 |
| 本市建築物の改善計画に従って、これまで不特定多数の市民が利用する施設について改善してきましたが、その他の本市建築物について、住民参加のもとに今後順次整備を図る。 | | |
| | 重点 4(1)① 本市建築物について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備をすすめていく。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 環境局所管 | ・西淀川屋内プール(H6年3月竣工)・此花屋内プール(H12年3月竣工)・リフレうりわり(H17年8月竣工)において障がい者の利用に配慮している ・住之江工場(S63年7月竣工)・西淀工場(H7年3月竣工)・八尾工場(H7年3月竣工)・舞洲工場(H13年4月竣工)・平野工場(H15年3月竣工)・東淀工場(H22年3月竣工)の建設に際して障がい者の利用を配慮している |
| ② | 公園関係 | 平成23年度までの整備状況 ・公園の出入口段差の解消、階段のスロープ化等の整備 大阪市内公園 512公園 → H23 522公園 ・公園の障がい者用トイレの設置 147公園 231棟(144公園 229棟) → H23 148公園 233棟 |
| ③ | 市立学校におけるエレベーター設置 | 小・中学校等 3校(10校) |
| ④ | 市民局所管 | 男女共同参画センター5館(完了) 区役所附設会館(完了) 【新】市民交流センター(完了) |
| ⑤ | 市立大学 | 平成22年度までの整備状況 エレベーター 34か所、身障者用トイレの設置 57か所、スロープ 57か所 |
| ⑥ | 市民病院の整備の推進 | 平成23年度までの整備状況 アプローチ、玄関、廊下、階段、居室、身体障害者トイレ(61か所)、駐車場(6か所)、エレベーター(31か所)、エスカレーター、スロープ、点字・誘導ブロック、洗面・トイレ付病室等の整備、手すり |
| | | 担当 |
| | | 環境局 |
| | | ゆとりとみどり振興局 |
| | | 教育委員会事務局施設 |
| | | 市民局 |
| | | 市立大学 |
| | | 病院局 |

| | | | |
|---|------------------------------|--|----------------|
| ⑦ | 建設局 | 平成8年度から順次すすめている工営所の整備において「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に合わせた整備を実施 →18年度末で完了 東工営所、西工営所、南工営所、北工営所、西北工営所、東南工営所、中央工営所 | 建設局 |
| ⑧ | 公的駐車場 | 平成23年度までの整備状況 身体障がい者用トイレ 28か所 (28か所) エレベーター 23基 (23基) 身体障がい者用スペース 74台 (74台) | 建設局 |
| ⑨ | 健康福祉局所管 | ・「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に合わせた整備 平成23年度までの整備状況 知的障害者福祉施設 母子福祉施設 その他 実施済合計 89か所 (88か所) | 経理・企画 |
| ⑩ | 水道局 (大阪市ひとにやさしいまちづくり整備事業) | ・庭窪浄水場 階段手摺り等整備 | 水道局 |
| ⑪ | 大阪城天守閣の大改修 | 平成23年度までの整備状況 閣外エレベーターの新設とスロープの設置、並びに閣内エレベーターの運行延長(8階まで)(H9年度～) 安全ネットの設置(8階) | ゆとりとみどり振興局 |
| ⑫ | 建設局 | 平成23年度までの整備状況 方面管理事務所、下水処理場等(下水道科学館含む)の整備 ・身体障害者用のエレベーター 25台 (25台) ・玄関段差解消機(市岡、平野、十八条、此花、今福) 5台 ・身体障害者用トイレ ・その他各所、スロープ、階段室手摺設置 | 建設局 |
| ⑬ | 投票所用仮設スロープの設置 | 135投票所 220台 (4月10日執行 統一地方選挙) 136投票所 221台 (11月27日執行 大阪市長・知事選挙) | 行政委員会事務局選挙部選挙課 |
| ⑭ | 中央卸売市場 | ○これまでの整備状況 【本 場】 スロープ3か所 エレベーター2か所 身体障害者用トイレ13か所 【東部市場】 エレベーター4か所 身体障害者用トイレ 4 か所 階段室手摺設置6か所 【南港市場】 スロープ1か所 エレベーター1か所 身体障害者用トイレ1か所 | |
| ⑮ | 大阪国際交流センター | ・身体障がい者用トイレ、誘導ブロック、自動扉、エレベーターの設置 ・車寄せ区域に身体障がい者用スペース設置 2台 (2台) H12年度～ ・視力障がい者用歩行路標識新設(H18年度) ・大ホール内誘導ブロックの黄色化(H21年度) | 政策企画室 |
| ⑯ | 大阪市公館 | 身体障がい者用トイレの整備1か所(H8年度～) 玄関身体障がい者用スロープ設置(H16年度) 玄関自動扉改修(H17年度) テラス出入口身体障がい者用スロープ改修(H20年度) | 政策企画室 |

| ウ 民間事業者に対する働きかけ | | 44 | |
|--|--|----|-------|
| 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図る。 | | | |
| 重点 4 (1) ② 都市施設を新たに設置または改修等する場合、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間事業者を啓発指導する。 | | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | | 担当 |
| ① 民間事業者に対する事前協議実施状況（建築物） | 協議件数 557件(465件) | | 計画調整局 |
| ② 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく建築物の事前協議の概要をホームページに掲載している。 | | | 計画調整局 |
| ③ 「大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針（建築物編）」をホームページに掲載している。 | | | 障害福祉 |
| ④ 「大阪・心ふれあうまちづくり賞」 | 大阪府・大阪府建築士会と共催で高齢者や障がい者をはじめ、誰もが使いやすく配慮された建築物等を表彰している（H6年度～H20年度） | | 障害福祉 |

| エ 公園、駐車場等の改善 | | 45 | |
|--|--|----|-------|
| 公園、駐車場等の整備に当たっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図る。 | | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | | 担当 |
| ① 車いす専用駐車場スペース等の設置指導 | 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」による特定施設で多数の者の利用に供する平面駐車場を20台以上設ける場合は車いす専用駐車場スペース（幅3.5m以上）、20台未満の場合は車いす優先スペース（幅3.5m以上）を建築物の出入口に最も近い位置に1か所以上設ける等指導している。また、駐車場法による届出が必要な駐車場を設置する場合、当該工事に着手する前に、事前協議を行っている。 協議件数 33件(19件) | | 計画調整局 |

| (2) 移動手段の整備 | | 46 | |
|--|--|----|-------|
| ア 移動円滑化の推進 | | 46 | |
| 関係事業者や障がい当事者等と連携して策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進する。 | | | |
| 重点 4 (2) ① 交通バリアフリー基本構想を策定している地区について、鉄道駅舎や道路、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想策定地区以外の鉄道駅舎についても、エレベーター設置等のバリアフリー化を鉄道事業者に対して働きかける。 | | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | | 担当 |
| ① 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定地区のバリアフリー化促進に向けた取り組み | 基本構想を策定した25地区において、基本構想に即した特定事業を推進するため、関係機関等との調整を行った。 | | 計画調整局 |

地下鉄駅舎では、エレベーターでホームと地上（公共用通路）との間を移動できるワンルート及び乗り換え経路におけるワンルート確保を図り、併せて車いす対応トイレの設置や案内・誘導設備等の改善を一層推進するとともに、「市営交通バリアフリー計画」完了後の新たな整備についても今後検討を行う。

市営交通バリアフリー計画に基づき、地下鉄車両等に車いすスペースや車内案内表示装置を整備するとともに、バス車両の更新時期に合わせて、ノンステップバス車両の着実な導入を図る。

バス停留所施設や地下鉄駅舎の整備にあたっては、関係団体等とも検討を行い、障がいのある人をはじめ全ての利用者に配慮した施設整備を行います。また、点字による路線案内図や駅構内案内図の発行等を行うとともに人的な案内等も含め、安全かつ快適な利用を促進する。

既設路線での可動式ホーム柵の設置については、引き続き、他都市の事例研究や本市における課題を整理し、整備計画の検討を行う。

重点 4(2)②

市営交通については、「市営交通バリアフリー計画」（平成15年2月策定）に基づき、職員に対する教育訓練を充実し、地下鉄駅舎、地下鉄車両、バス車両にかかるバリアフリー化を実施します。教育訓練は障がい当事者の参加を含めて実施し、接遇能力の向上をめざす。

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------------------|--|----------|-----|------|------|--------|----------|----|----------|---------|----------|----------|----------|--|
| ① | エレベーター・エスカレーターの設置 | H23年度末現在の整備状況 累計 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">全駅数</td> <td style="text-align: center;">整備駅数</td> <td style="text-align: center;">設置基数</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td style="text-align: center;">133(133)</td> <td style="text-align: center;">全駅</td> <td style="text-align: center;">316(310)</td> </tr> <tr> <td>エスカレーター</td> <td style="text-align: center;">133(133)</td> <td style="text-align: center;">128(128)</td> <td style="text-align: center;">360(362)</td> </tr> </table> | | 全駅数 | 整備駅数 | 設置基数 | エレベーター | 133(133) | 全駅 | 316(310) | エスカレーター | 133(133) | 128(128) | 360(362) | |
| | 全駅数 | 整備駅数 | 設置基数 | | | | | | | | | | | | |
| エレベーター | 133(133) | 全駅 | 316(310) | | | | | | | | | | | | |
| エスカレーター | 133(133) | 128(128) | 360(362) | | | | | | | | | | | | |
| ② | 可動式ホーム柵・ホームドアの設置 | ・平成23年末現在の可動式ホーム柵設置路線…2路線 27駅 （長堀鶴見緑地線、今里筋線） ・長堀鶴見緑地線 平成23年10月 門真南駅に設置 ・千日前線 車両改造ならびに自動列車運転装置導入のための電気設備の製作・設置 ・御堂筋線への導入に向けた車内信号方式に関する調査研究および新造車両の製作を実施 ホームドアの設置（ニュートラム） 1路線 10駅 | 交通局 | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 車いす対応トイレの設置 | 累計 133駅210か所（132駅 208か所） | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 地下鉄・ニュートラム車両への車いすスペースの設置 | 地下鉄 200列車のうち200列車 100.0%（199列車のうち199列車 100.0%） ニュートラム 20列車のうち20列車 100.0% | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | 地下鉄・ニュートラム車両案内表示器の設置 | 1,360車両のうち1,252車両 92.1%（1,350車両のうち1,172車両 86.8%） | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | ノンステップバスの運行 | 586両 *111系統（548両 *111系統） 「ノンステップバス」平成9年3月から導入を開始、平成13年度からは中型車のノンステップバスも導入開始 ・中扉～前扉間がフラットでステップがなく乗車口からそのまま床面に乗車できる ・地上から床面までの高さが約30cmと従来のバスに比べ約50cm低い ・車いすの固定は2か所 《中型車及び一部の大型車は1か所》 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | 小型ノンステップバスの運行 | 83両 29系統（83両 27系統） 平成12年5月20日より試験運行 平成14年1月27日より「赤バス」として本格運行 ・車両全長約6.3m～7.0m、従来のバスより短く、乗車定員は22名～33名 ・乗降は前扉で行い、車いす利用者に乗降用の前扉部にスロープ板を設置 ・車いすの固定は1か所 | 交通局 | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ | バス停留所の改善 | ・視覚障害者施策 点字付案内板 15基（15基） バスロケーション標識 719基（720基） ※公共施設型表示器含む ・日除け、ベンチの設置 日除けテント 940基（944基） ベンチ 1,175脚（1,174脚） シェルター 286基（272基） | 交通局 | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ | ターミナル施設 | 車いす対応トイレ 4か所（4か所） | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ | 駅出入口への音声誘導装置設置（誘導チャイム含む） | 121駅 458か所（106駅 372か所） | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------|---|-----|
| ⑩ | ガイドブック等の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄・ニュートラム・市バス関係 コミュニケーションボードの設置 (地下鉄・ニュートラムの駅長室・改札窓口、バスの車内・営業所) 点字のガイドブック発行 H7、H11、H18年発行 (系統案内、停留所案内、主要ターミナル乗場図) ・地下鉄・ニュートラム関係 点字構内図 (触知図) 50駅 (49駅) (音声付) 58面 (59面) 配布用「点字駅構内案内」冊子 133駅 67種類 (133駅 55種類) 配布用駅構内図 133駅 113種類 (133駅 113種類) | 交通局 |
|---|------------|---|-----|

| ウ 民間事業者に対する働きかけ | | 48 | |
|---|-----------------|---|-------|
| <p>バリアフリー法で移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化を、民間鉄道事業者に対して積極的に働きかける。</p> <p>エレベーターについては、新設駅への設置はもちろんのこと既存の駅舎についても設置を促進するよう、引き続き鉄道駅舎エレベーター等設置助成を行う。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 鉄道駅舎エレベーター等設置助成 | エレベーター3基、階段昇降機2基の設置を助成。 | 障害福祉 |
| | | エレベーター 累計 175基 (172基) エスカレーター 累計 23基 (23基) 階段昇降機 累計 2基 | |
| | | (参考) ※市営地下鉄を除く113駅を対象 ・多機能トイレの整備駅数 90駅 (平成23年度末時点) ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備駅数 109駅 (平成23年度末時点) | 計画調整局 |

| エ 歩行空間の改善 | | 49 | |
|--|-------------------------------------|--|-----------|
| <p>バリアフリー重点整備地区内の主要な経路(特定経路)、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、併せて歩道の設置や拡幅を行う。</p> <p>交差点での歩道の段差切り下げについては、障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善する。</p> <p>違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめ全ての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにする。</p> | | | |
| 重点 4(2)③ 違法駐車・放置自転車対策を推進する。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 「大阪市駐車基本計画」に基づき総合的・長期的な駐車対策を推進している。 | | 計画調整局・建設局 |
| ② | 迷惑駐車防止広報・啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」に基づく推進地区活動(市民活動への支援26地区) ・都心部駐車場マップの作成・配布(毎年) ・各種印刷物による広報啓発など ・ホームページによる情報提供など ・取締の強化要請、啓発キャンペーン活動との連携など | 計画調整局・建設局 |
| ③ | 駐車スペースの有効利用と拡大 | ・附置義務駐車場条例等による駐車場整備促進 | 計画調整局・建設局 |
| ④ | 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー重点整備地区内の主要な経路での設置 5.43km (7.88km) ・その他視覚障害のある人の利用が多い経路等への設置を実施 | 建設局 |
| ⑤ | 歩道整備、歩道の段差切り下げの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備 0.5km (1.0km) ・歩道の段差切り下げの改善は、視覚障害者誘導用ブロックの設置に合わせて実施 | 建設局 |
| ⑥ | 放置自転車対策 | 自転車駐車場の新設及び増設 25駅 自転車駐車場の整備累計 156駅 自転車駐車場の有料化 13駅 累計 132駅 放置禁止区域指定駅 8駅 累計 136駅 啓発指導員(サイクルサポーター)の配置 52駅 市民ボランティアによる啓発指導員(サイクルサポーター)制度の継続実施 区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「トライアルプラン」の実施 24区 | 建設局 |

| | |
|----------------|----|
| オ 自家用車利用に対する支援 | 50 |
|----------------|----|

障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、民間事業者への働きかけを行うとともに、公共駐車場の改善や大阪市所管有料道路の通行料金割引などによる社会参加の促進を図る。

| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|-------------|---|-------------|
| ① | 道路割引制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路障がい者割引制度 身体障がい者が自ら運転する自動車及び、重度の身体障がい者・知的障がい者が乗車し、介護者が運転する自動車に対象拡大して、5割引を実施 <li style="padding-left: 20px;">本市所管 菅原城北大橋 <li style="padding-left: 20px;">道路公社所管 なみはや大橋 ・障がい者有料臨港道路割引制度 <li style="padding-left: 20px;">大阪港咲洲トンネル | 建設局 ・港湾局 |
| ② | 障がい者駐車場割引制度 | <p>障がい者の積極的な社会参加を支援するため、障がい者手帳（身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳）の交付を受けている者が自ら運転し、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し一時駐車料金の5割引を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立駐車場 <li style="padding-left: 20px;">西横堀・法円坂・十三・新大阪駅南・宮原地下・豊崎・塩草・本町・上汐・新大阪駅南第2駐車場・土佐堀 ・道路公社駐車場 <li style="padding-left: 20px;">扇町・大阪駅前・靱・長堀・東長堀・谷町・安土町・長居公園地下・出入橋 ・その他 <li style="padding-left: 20px;">船場パーキングなど | 建設局 |

| | |
|-----------------|----|
| カ バリアフリー施設の情報発信 | 51 |
|-----------------|----|

病院や図書館などの公共的施設のバリアフリー情報だけでなく、不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報もホームページにおいて発信し、高齢者や障がいのある人等の移動の円滑化を図り、社会参加を促進する。

| | | |
|--|------------------------------|--|
| (3) 暮らしの場の確保 | | |
| ア 市営住宅の改善等 | | 52 |
| <p>市営住宅の整備に当たっては、今後ともバリアフリー対応の住宅への改善に努める。</p> <p>新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努める。</p> <p>特定（福祉）目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても増設を図る。</p> <p>シルバーハウジングプロジェクトによる「ケア付き住宅」の整備に努める。</p> | | |
| | 重点 4 (3) ② | 市営住宅の特定（福祉）目的住宅の優先入居枠を確保するとともに、車いす利用者住宅については、170戸の増設を目標に整備を図る。 |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 特定（福祉）目的住宅の入居枠の確保 | 合計 518戸（636戸） 母子 185戸（225戸） 身体障がい者 185戸（215戸） 障がい者ケア付 3戸（3戸） 車いす常用者ケア付 2戸（4戸） 高齢者 130戸（160戸） 高齢者ケア付 13戸（29戸） |
| ② | 市営住宅 | 中層住宅のエレベーター設置 8棟（17棟） |
| ③ | 車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 | 12戸（13戸） |
| ④ | ケア付車いす常用者向けハーフメイド方式による市営住宅 | 0戸（0戸） |
| ⑤ | ケア付住宅（高齢者ケア付住宅、障がい者ケア付住宅） | 0戸（0戸） |
| | | 都市整備局 |

| | | |
|--|------------|---|
| イ グループホームの設置促進 | | 53 |
| <p>障がいのある人の地域での自立生活に向けて、施設・病院からの地域移行や地域での生活を促進するため、整備促進のための支援策を充実するとともに、市営住宅の活用を図る。</p> <p>質的向上を図るための支援の拡充を図る。</p> | | |
| | 重点 4 (3) ① | 地域移行支援センターの支援策の検証をふまえ、グループホーム・ケアホームの設置促進のための支援策を検討します。また、公営住宅のグループホーム・ケアホームへの活用については、関係部局が連携を図りながら有効な活用に向けて取り組みをすすめていく。 |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 市営住宅の活用 | 16件33戸（16件33戸） |
| | | 都市整備局 |

| ウ 民間住宅の確保 | | 54 | |
|--|-------------------------|-------------------------|------|
| <p>円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、さまざまな事例を研究し、入居差別の防止も含め、大阪府と協力して民間賃貸事業者に対する働きかけを行う。</p> <p>平成19年6月に成立した住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための大阪府の取り組みに協力して、また居住サポート事業の活用も図り、入居の支援に努める。</p> <p>長期施設入所、長期入院をしている障がいのある人にとって、地域で住まいを確保することは困難であるので、地域移行を支援する施策と関連づけて検討をすすめる。</p> | | | |
| <p>重点 4(3)③ 地域での自立生活を可能とするため、住宅セーフティネット法に基づく事業である大阪あんしん賃貸支援事業の取り組みをすすめるなど、民間住宅への入居を促進します。また、相談支援事業者による居住サポート事業を活用してすすめていく。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 委託相談支援事業者が実施する住宅入居等支援事業 | 民間賃貸住宅の入居契約支援 22件 (19件) | 障害福祉 |

| エ 民間住宅のバリアフリー化の促進 | | 55 | |
|---|-------------------|----------------------|------|
| <p>「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、本市の融資助成制度を活用して建設する民間共同住宅にバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努める。</p> <p>全ての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行う。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 重度身体障がい者住宅設備改造費助成 | 114件 (117件) 限度額 50万円 | 障害支援 |
| ② | 高齢者住宅改修費助成 | 476件 (495件) 実件数 | 高齢福祉 |

| オ 住宅改造に関する情報提供 | | 56 | |
|--|----------------------------|-------------|------|
| <p>住宅改造相談事業や相談支援事業による住宅の情報提供等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努める。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 補装具・福祉機器普及事業における住宅相談事業の実施 | 26⑦参照 | リハセン |
| ② | 社会福祉研修・情報センターにおける住宅改造相談の実施 | 1件 (2件) 実件数 | 高齢福祉 |
| ③ | 委託相談支援事業による住宅入居等支援事業 | 37カ所 (37カ所) | 障害福祉 |

| | | |
|--|------------|---|
| (4) 防災・防犯対策の充実 | | |
| ア 防災体制の強化 | | 57 |
| <p>障がいのある人等のいわゆる災害時要援護者を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていく上で、極めて重要な課題である。障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図る。</p> <p>まちづくりに当たっては障がいのある人の災害時の安全確保を考慮したものとする。</p> | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 社会福祉施設等 | 警防計画樹立対象物154施設（154施設） 立入検査 1,745回（1,510回） 自衛消防訓練指導1152回（853回） |
| ② | 住宅防火展 | 住宅火災からの被害を軽減することを目的に、住宅用防災機器等の普及啓発を行っている。 |
| | | 消防局 |

| | | |
|--|--|---|
| イ 災害時・緊急時の対応策の充実 | | 58 |
| <p>災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保し、個人情報の保護に留意し支援を要する障がいのある人の状況を把握し、救出、救護の充実を図る。</p> <p>安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討をすすめる。</p> <p>大阪市地域防災計画に基づき、災害時の避難誘導、避難所での対応や医療確保などを行うこととしており、障がいのある人などに配慮した対応となるよう努める。</p> | | |
| | 重点 4(4)① | 大規模施設等の避難経路となる部分には、点滅機能や音声誘導機能を有する誘導灯、光が点滅走行して避難経路を示す避難誘導システムの設置を指導促進する。 |
| | 重点 4(4)② | 小規模なグループホームで発生した火災を踏まえて改正された消防法令に基づき、主として障がいの程度が重い人が生活する施設等に対する防火管理者の選任や消火設備及び警報設備の設置を促進する。 |
| | 重点 4(4)③ | 地域の組織、障がい者施設・団体等と連携した、障がいの特性に配慮した災害時・緊急時の避難誘導・安否確認について取り組みをすすめる。 |
| | 重点 4(4)④ | 福祉・医療サービスやバリアフリー化された避難所の確保等支援体制を整備する。 |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 防火訪問等による実態の把握 | 各消防署の管轄区域内の防火訪問等により実態を把握し、警防活動情報として活用 |
| ② | 女性防火クラブ | 障がい者や高齢者等の災害時要援護者を火災から守る体制づくりを目標の1つとした「女性防火クラブ」がH3年度に各消防署単位に結成され活動を続けている |
| ③ | 社会福祉施設等に対して、自衛消防訓練指導を通じて、障がい者等の避難誘導要領等を指導 | |
| ④ | 社会福祉施設等に対する警防調査の実施及び警防計画の策定を行っている | |
| ⑤ | 避難誘導システム設置施設 | 40施設（20施設） |
| ⑥ | 動態管理による最適出場消防隊編成や災害弱者情報等の効果的活用を目指す、消防情報システムの運用 | |
| ⑦ | 地域防災リーダー | <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動の中核を担う地域防災リーダーを対象に、従来からの技術訓練、防災学習に加え、災害特性に応じた研修や訓練を実施している。 ・地域防災リーダーを8,000人体制としている。 |
| ⑧ | 災害時要援護者避難支援計画の策定 | 災害時に要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を定めた「大阪市災害時要援護者避難支援計画」を平成21年度に策定し、具体的な取組みを進めている。 |
| | | 消防局 |
| | | 危機管理室 |

| | | |
|---|-----------------|--------------------|
| ウ 防犯体制の強化 | | 59 |
| <p>障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをすすめるため、相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動をすすめる。</p> <p>近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援する。</p> <p>障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害については、引き続き、大阪市消費者センターによる出前講座の開催などにより防止に努める。</p> | | |
| <p>重点 4 (4) ⑤</p> <p>障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをすすめるため、相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動をすすめます。特に、近年増加傾向にある障がい等のある人に対するマルチ商法などの悪質商法等の被害予防や啓発に努める。</p> | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 消費者センター 出前・見学講座 | 開催数103回、参加人数4,739人 |
| | | 担当 市民局 |

第5章 就業支援

2 施策の方向性

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| (1) 就業の促進 | | |
| ア 職業リハビリテーションの充実 | | 60 |
| <p>就業を希望する障がいのある人が増加し、就業の機会が進展する中、障がいの特性やそれぞれがもつ障がいの状況に即した多様な就業支援・就業形態のあり方が必要です。短時間労働から在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導・就業形態を検討する。</p> <p>職業リハビリテーションセンターを中核として就業支援策の構築されていない精神障がい、難病、発達障がい、また、高次脳機能障がいなど障がいの特性に合わせた職業リハビリテーションの開発を積極的に行い、効果的な就業支援を展開する。</p> | | |
| <p>重点 5 (1) ⑤</p> <p>ITを活用した重度障がいのある人の情報処理訓練事業の延長線としてバーチャル工房などによる就労支援モデルを作り、移動困難者や在宅就業を希望する人への就労支援を行う。</p> | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練の実施 | <p>定員</p> <p>情報処理科 システム開発コース (身体障がい者) 1学年 5名 期間 2年</p> <p>OA実務コース (身体障がい者) 10名 期間 1年</p> <p>ビジネスパートナーコース (知的障がい者) 5名 期間 1年</p> <p>ワーキングスキル科 (知的障がい者) 20名 (前期15名 後期5名) 期間 1年</p> <p>ワークアドバンス科 (精神障がい者) 5名 期間 1年</p> |
| ② | 障がい者会館において就労支援に取り組んでいる | 障害福祉 |
| ③ | 大阪市職業指導センターにおける知的障がい者の職業訓練 | 登録協力事業所 87か所 (89か所) 訓練者数 実 45人 (50人) |
| ④ | 精神障がい者社会適応訓練事業の実施 | 登録協力事業所 90か所 (87か所) 訓練者数 実27人 (45人) |
| ⑤ | 精神障がい者通所授産施設等の整備 | 0か所 (2か所) |
| ⑥ | 障がい者就業・生活支援センター | 中央センター・地域センター6か所 |
| | | 担当 障害福祉 こころ 障害福祉 |

| | | | |
|---|--------------|---|------|
| イ 就業を支援する環境の整備 | | 61 | |
| <p>就業を可能にするためのアクセシビリティ機器の開発や普及を図るとともに、そのための人材の養成や人材を確保し、また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図る。</p> <p>在宅での就業を支援する機関として「在宅就業支援機関」の設置を促し、運営に協力する。</p> | | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 補装具、福祉機器普及事業 | <p>障がい者の身体機能に適合した装具や機器等の工夫改良を行い、障がい者の日常生活の向上と社会参加の促進を図る。また、支援機関・支援技術者に対して、出来る限り担当者による問題解決が図れることを目的にアドバイザーサービスを通じた指導・助言を行っている。</p> | リハセン |

| | | | |
|---|---|---|------|
| ウ 雇用開発や啓発活動への取り組み | | 62 | |
| <p>大阪労働局や大阪府雇用開発協会と連携して啓発活動を推進する。</p> <p>障がい者就業・生活支援センターが主催する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行う。</p> <p>本市の企業関連の部局においては、企業における障がい者雇用に関して主体的に取り組むとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図る。</p> | | | |
| | <p>重点 5(1)① 障がいのある人の実習受け入れの促進や法定雇用率を達成できるよう、企業への指導や就業促進策を検討し、国の施策推進の方向をふまえ、障がい者雇用の一層の促進を図る。</p> <p>重点 5(1)③ 障がいの特性をふまえ、グループ就労や在宅就労など多様な就労形態について取り組みをすすめる。</p> | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 内閣府・大阪府・関西経済4団体等との連携による啓発 障がい者の社会参加を支援する企業展示会 | <p>梅田スカイビルで実施</p> <p>①展示会開催期間 12月3日～12月11日 みんなでつくる共生社会パネル展 障がい者の社会参加を支援する企業展示会 障がい者アート公募展</p> <p>②障がい者と社会をつなぐシンポジウム 12月7日</p> | 障害福祉 |

| エ 大阪市における障がいのある人の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ | | 63 |
|--|---|-------------------------------------|
| <p>大阪市における職員採用については、市長部局において障がい者雇用率3%の目標を達成したところですが、引き続き公的な役割や障がい者雇用促進法の趣旨、これまでの大阪市における「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取り組みもふまえて、計画的な採用に努めるとともに、精神障がいのある人の雇用については、本市における就業支援事業とも連携しながら国や他都市等の動向も踏まえたくて検討を行う。</p> | | |
| <p>職域の開発や適性に応じた配置をすすめて拡充を図る。 関係団体での雇用促進についても積極的に働きかけを行う。</p> | | |
| <p>重点 5 (1) ② 種々の取り組みに加え、平成18年の「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の法令改正の趣旨をふまえ、以下の取り組みにより引き続き拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員採用は、事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、雇用の拡大を図る。(ただし、事務職員の採用状況(採用凍結など)によっては、雇用率などの諸状況を勘案しながら、採用数を決定する。) ・これまで除外職員とされていた職域についても、早期に職域拡大に取り組む。 ・知的障がいのある人の雇用については、現在実施している長期受け入れプロジェクト(嘱託雇用)等の推進を図りながら、本格的な雇用に向けて取り組む。 | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 障がい者の職員採用の拡充 | <p>平成23年採用数 事務職員4名 福祉職員1名</p> <p>職種について、これまで、事務職員、福祉職員だけでなく、司書、薬剤師、社会教育主事補等の分野においても採用実績あり。</p> <p>昨年に引き続き点字試験の実施、内部障害者の受験可、要綱からの自力通勤・自力勤務の要件の削除等を実施した。</p> <p>平成21年度の採用試験より、点字受験の際に音声パソコンの使用を可としている。</p> | 人事室 |
| ② 視覚特別支援学校特殊教育教諭の採用 | 視覚特別支援学校特殊教育教諭0名採用 (0名) | 教育委員会事務局教職員人事 |
| ③ 「知的障がい者短期受け入れプロジェクト」を実施 | H12年9月～平成23年度 18人※知的だけでなく、身体・精神障がい者も対象 (平成22年度 7人) | 障害福祉 |
| ④ 「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」を実施 | <p>H13年11月～</p> <p>健康福祉局(事務1名)で嘱託雇用を実施H14年4月～ 健康福祉局(作業1名)で嘱託雇用を実施H17年4月～</p> <p>市民局(事務1名)で嘱託雇用を実施H15年4月～H21年3月 市民局(事務2名)で臨時職員(アルバイト)雇用を実施H23年7月～</p> <p>教育委員会事務局(図書館作業1名)で嘱託雇用を実施H15年4月～</p> <p>教育委員会事務局(事務1名)で嘱託雇用を実施H22年4月～ 教育委員会事務局(図書館作業1名)で嘱託雇用を実施H15年4月～</p> <p>建設局(事務1名)で嘱託雇用を実施H16年4月～H22年3月 環境局(作業1名)で嘱託雇用を実施H16年4月～H21年3月</p> <p>総務局(事務1名)で嘱託雇用を実施H17年4月～H20年3月</p> <p>都市整備局(事務1名)で嘱託雇用を実施H18年4月～H21年3月</p> <p>任用期間終了により採用試験実施 健康福祉局(作業1名)</p> <p>新規採用試験実施 教育委員会事務局(図書館事務1名)</p> <p>任用期間終了により採用試験実施 福祉局(事務1名)平成24年4月～</p> | 障害福祉・市民局・教育委員会事務局(総務)・環境局・人事室・都市整備局 |

| | | | |
|---|---|--|----|
| オ 障がいのある人を雇用する事業者等への支援 | | 64 | |
| 大阪市における物品購入発注の際に、障がいのある人を多数雇用する事業者に対し優先発注できるよう支援策を検討し、障がいのある人の雇用促進に努める。 | | | |
| | 重点 5 (1) ④ 大阪市における物品購入や発注の際に、障がいのある人を雇用する事業者に対し、総合評価制度などの優先策を実施する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 総合評価一般競争入札の実施 | 各区における夜間の自転車盗監視委託業務（H22・23）、咲洲国際船客上屋施設清掃業務委託、臨港緑地清掃業務委託（その1）、臨港緑地清掃業務委託（その2）、大阪市交通局高速鉄道・中量軌道広告類取替業務委託、大阪市交通局乗合自動車広告類取替業務委託、高速鉄道各駅清掃等業務委託（B・F・H・K・M・P・Sブロック）、ポイ捨て・路上喫煙防止啓発委託業務、西淀川区役所庁舎清掃業務委託、事業系ごみの組成分析調査業務委託、大阪市消防局庁舎清掃業務委託について、総合評価一般競争入札を実施 | 各局 |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|----------|
| カ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援 | | 65 | |
| 大阪市における物品購入については、地方自治法施行令の改正を受け、本市契約規則を改正し、障がい者福祉施設等からの物品購入を一定の手続きのもと随意契約が可能となったことから、積極的な活用をすすめる。 | | | |
| 発注の発注についても、障がい者福祉施設等へ随意契約により事業発注できるよう法的整備を国に対して要望する。 | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 福祉作業センターや、精神障がい者小規模作業所からの物品の購入 | 第66回大阪市民生委員児童委員会 こころの健康ふれあいフェスタ | 地域福祉・こころ |
| ② | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的達成に向けた随意契約（障がい者福祉施設等からの物品購入及び発注の発注） | 38案件中、15案件について、障がい者福祉施設等にて契約 | 障害福祉 |

| | | | |
|--|--|--|----------------|
| (2) 就業支援のための施策の展開 | | | |
| ア 地域の就労支援ネットワークの構築 | | 66 | |
| 障がいのある人の個々のニーズや適性に応じた一貫した就業支援が可能となるよう、既存の支援機関と、労働・福祉・教育等の各関係機関が連携を図り、各支援機関の役割分担のもと、個々のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うためのネットワーク構築に取り組む。 | | | |
| ライフステージを通じて適切な支援が受けられ、どの機関を利用しても必要な支援に結びつくなど各分野、各機関の特性を活かして効果的な役割分担ができるよう障がい者就業・生活支援センターなど既存の就業支援機関を核にして地域就業支援ネットワークを構築する。 | | | |
| | 重点 5 (2) ① 学校教育から、企業就労、職業訓練機関、福祉的就労など次のステップへの移行がスムーズにつながるよう、教育・福祉・労働等の各分野の機関のネットワークを構築していく。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 進路指導主事連絡協議会 | 特別支援学校間及び、大阪労働局、職業安定所や大阪障がい者職業センター等の関係機関と情報交換の実施 | 教育委員会事務局指導部 |
| ② | 大阪市地域リハビリテーション協議会 | 特別支援学校が参加し、就労に関して関係機関との相互連携を図っている | リハセン |
| ③ | 障がい者職業能力開発プロモート事業による障がい者職業能力開発推進会議 | 福祉、教育、労働等 障がい者支援機関との連携による障がい者職業能力開発基盤の形成に向けた連携 | 障害福祉 |
| ④ | 障がい者の清掃訓練等の場の提供 | クレオ大阪中央において、障がい者等の就業支援の一環として障がい者の清掃訓練等の場を提供している。 | 市民局 男女共同参画課 |
| ⑤ | 【新】 障害者の就業ステップアップ事業 | 一般就労をめざしている障害のある人を雇用し、就労に必要な知識・技術を習得させるため、OJT(職場実習等)及びOFF-JT(講義等)を組み合わせた研修を実施するとともに、実際にNPO・企業等で就業体験を通して、今後の就労のための経験を深めることを目的として実施した。 | 市民局雇用・勤労施策 |

| イ 障がい者就業・生活支援センターの機能の強化 | | 67 | |
|---|-----------------------|------------------|------|
| <p>就業を希望している人や離職した人、あるいは一般企業で働く障がいのある人の配転・転属などに伴う就業支援を行うため、ジョブコーチや就労支援ワーカーの養成や派遣、企業からの要請に応じた就職後の再指導、企業に対する継続就業のためのアドバイスや情報提供を行う。</p> <p>就労移行支援事業所からの一般就業を実現するため、就労移行支援事業所へ助言や情報提供を行い、ハローワークなどの労働関係機関とを繋ぐ役割を担うとともに、利用者に対し地域の移行支援事業所と共同して就業に向けての支援を展開する。</p> <p>関係機関のネットワークを支えるため、総合センターとしての機能を果たす障がい者就業・生活支援センターの充実に努め、就業の確保や、定着支援を行い、また離職した場合も再チャレンジが可能となるよう就業支援体制の強化を図る。</p> | | | |
| <p>重点 5(2)⑤</p> <p>障がい者就業・生活支援センターにおける支援や相談支援事業所をはじめ、地域自立支援協議会などと連携した就業面と暮らしの総合的な支援をすすめる。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの設置 | 中央センター・地域センター6か所 | 障害福祉 |

| ウ 就労移行支援事業所からの就業支援の促進 | | 68 | |
|---|--|-------------|------|
| <p>就業を支援するため、障がい者小規模通所授産施設、通所授産施設の新事業体系への円滑な移行を図る。</p> <p>就労移行支援事業所では企業への就職をめざした活動を展開し、就業支援の知識やノウハウを有した人材の養成を行い、就労に結びつく良質なサービスを提供することが必要とされることから、就労移行、就労継続A型の基盤確保、人材養成等の支援をすすめる。</p> <p>就業を支援するため、就労移行支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワークや地域障がい者職業センターなどの労働関係機関が就業に向けた積極的な支援を展開することができるよう、具体的な仕組みと支援策等について検討をすすめる。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・新事業体系への移行数 小規模通所授産施設 1 箇所、通所授産施設 5 箇所 ・就労移行支援サービス事業所 2 1 箇所（平成20年度末時点） <p>また、人材養成を目的とした国基金事業が平成21年度に実施予定</p> | | 障害福祉 |

| エ 精神障がいのある人の就業支援 | | 69 | |
|--|---|---|-----------|
| 精神障がいのある人の就業を促進するため、障がいの特性に配慮した専門的な職業リハビリテーションの開発に取り組む。 | | | |
| 障がい者委託訓練やジョブコーチ支援など、就業支援策を活用し、福祉施設からの就労移行支援を促進させまた、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築する。 | | | |
| | 重点 5(2)② 精神障がいのある人の就業を支援するため、社会適応訓練事業等の充実を図るとともに、労働関係機関との連携により障がいの特性に配慮した就業支援策の構築をめざす。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | |
| ① | 社会復帰相談事業(グループワーク)の実施 | 1,126回10,342人(1,122回10,940人) (保健福祉センターで実施) | 担当 こころ |
| ② | 精神障がい者通所授産施設の整備 | 0か所(2か所) | 障害支援 |
| ③ | 社会適応訓練事業の実施 | 実人員 27人(45人) | こころ |
| ④ | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの運営 | 精神障がい者就業支援コーディネーターを配置 | 障害福祉 |

| オ 発達障がいのある人の就業支援 | | 70 | |
|--|---|---|------------|
| 発達障がいのある人の就業を促進するため、障がいの特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を行い、障がい者就業・生活支援センターを核として発達障がい者支援センターや労働関係部局などの関係機関との連携及び医療や生活面にかかる社会資源とのネットワークを活用して就業支援の体制を整備し就業の促進を図る。 | | | |
| | 重点 5(2)③ まだ就業支援策について多くの課題が見受けられる発達障がいや高次脳機能障がいなどのさまざまな障がい種別への対応に向けて、就業支援策を検討する場を設け、保健・福祉・労働等の各分野の機関のネットワークを構築する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | |
| ① | 発達障がい者就労支援事業 | 大阪市障がい者就業・生活支援センターに発達障がいに関する知識を有し、就労支援も提供できるコーディネーターを設置 | 担当 障害福祉 |

| カ 就業面と暮らしの一体的支援の強化 | | 71 | |
|---|--|------------------|------------|
| 障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や二次障がいの予防を含む健康管理での支援など、個々のニーズに応える支援策を充実・強化することが必要であるため、就業・生活支援センターを活用した総合的な支援施策の構築に努める。 | | | |
| | 重点 5(2)④ ジョブコーチや就労支援ワーカーの役割について市民の理解が深まるよう啓発をすすめ、就業支援や企業に対するアドバイスや情報提供を行います。 | | |
| | 重点 5(2)⑥ 福祉施設等で働く人の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備をすすめるため取り組まれる「工賃倍増5ヵ年計画」が実効を挙げるよう大阪府と協力して取り組みをすすめます。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | |
| ① | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの設置 | 中央センター・地域センター6か所 | 担当 障害福祉 |

| | | |
|---|---------|--|
| (3) 福祉的就労の支援 | | |
| ア 訓練事業の推進 | | 72 |
| 就業を支援する訓練等施設では企業と連携した取り組みをすすめて就業に向けた施設機能の拡充を図ります。 | | |
| 重点 5(3)① 就業を支援する訓練等施設では企業と連携した取り組みをすすめて就業に向けた施設機能の拡充を図ります。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 授産施設の整備 | 身体障がい者 2か所 (3か所) 知的障がい者 3か所 (6か所) 精神障がい者 2か所 (3か所) |
| | | 担当 |
| | | 障害福祉 |

| | | |
|--|-------------------------------|---|
| イ 障がい者小規模作業所等への支援 | | 73 |
| 障がい者小規模作業所や小規模通所授産施設は、障がいのある人の働く場、社会参加や地域での支えあいの場として機能しており、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業や地域活動支援センター事業へ、円滑な移行が図られるよう支援に努めます。 | | |
| さまざまな運営形態に配慮し、新事業体系への移行に適さない作業所についても、社会活動の場として活用できるよう引き続き支援に努めます。 | | |
| 重点 5(3)② 障がい者小規模作業所や小規模通所授産施設のより安定した事業運営を行うため、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業や地域活動支援センター事業の法定事業へ円滑に移行できるよう支援に努める。 | | |
| 運営形態から、新事業体系への移行に適さない作業所についても、社会活動の場として活用できるよう引き続き支援に努める。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 障がい者小規模作業所・障がい者小規模通所授産施設の運営助成 | 小規模作業所 41か所 (64か所) 小規模通所授産施設 4か所 (8か所) |
| | | 担当 |
| | | 障害支援 |

第6章 教育・保育

2 施策の方向性

| | | |
|---|----------------------|--|
| (1) 就学前教育の充実 | | |
| ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実 | | 74 |
| <p>幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図る。</p> <p>保育所においては、地域社会の中で障がいのあることもとない子どもが共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図る。</p> <p>幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実を図る。</p> <p>通所療育を担当する施設及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援する。</p> | | |
| 重点 6(2)⑥ | | |
| 就学前の障がいのある子どもに対する療育・発達支援について、国の動向等も踏まえ、研究する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 障がい児共同保育の推進 | 共に育ち合う保育を積極的に推進し、その内容の充実を努めている |
| ② | 共に生きる意識の育成 | 「大阪市学校教育指針」を基盤に、共に生きる意識を育成する指導と研修に努めている。 |
| ③ | 障がい児保育事業の実施 | <p>公立 122か所 628人 (126か所 680人)</p> <p>私立 163か所 462人 (155か所 427人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備整備 保育が円滑にできるように施設や設備の整備に努めている 民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助 障がい児の実態把握や保育現場(職員・保護者)への指導・助言を目的として障がい児保育巡回指導講師を派遣し、障がい児保育の推進に努めている 研修会や研究会の実施 障がい児保育に携わる職員に対し、研修会や研究会を実施し人権保育の啓発に努め資質の向上を図っている |
| ④ | 障がい児通園施設への契約(措置) | 市管10か所 府管5か所 府外1か所(市管10か所 府管2か所) |
| ⑤ | 母子通所訓練事業(言語発達遅滞グループ) | 8グループ(8グループ) |
| ⑥ | 母子通所訓練事業(1歳半グループ) | 子ども相談センターにおいて1, 2歳児を対象にした母子通所訓練の実施 2グループ |

| | | |
|---|--|-------------|
| イ 視覚特別支援学校聴覚特別支援学校幼稚部の充実 | | 75 |
| <p>視覚特別支援学校聴覚特別支援学校幼稚部においては、専門的な教育内容の充実とともに、子どもの居住地との交流をすすめます。また、在籍しない幼児の教育相談など、開かれた活動の充実を図る。</p> | | |
| 重点 6(2)② | | |
| 幼稚園・保育所においては、家庭及び療育・医療機関や視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校との連携をすすめ、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実を図る。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 幼稚園・保育所や視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校幼稚部において障がいに応じた支援等の充実を努めている。 | 教育委員会事務局指導部 |

| ウ 教育諸条件の整備・充実 | | 76 |
|---|---|--|
| <p>早期教育や療育が有効に機能するよう、施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあることに対する認識や理解を深め、資質の向上を図るため、研修の充実を図る。</p> | | |
| | 重点 6(4)① | 特別支援教育に関して、通常の学級在籍の児童・生徒も含めて支援の方策を検討するとともに、体制整備について国及び大阪府への要望を行う。 |
| | 重点 6(4)② | さまざまな課題について学校と関係諸機関が連携して検討をすすめる、必要に応じてマニュアルを作成するなど具体的な方策の推進を図る。 |
| | 重点 6(4)③ | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。とりわけ、小・中学校等のエレベーター設置について、一層推進する。 |
| | 重点 6(4)④ | 特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての機能を高めるため、相談・支援などの担当の位置づけを明確にする等の取り組みをすすめる。 |
| | 重点 6(4)⑤ | 障がいのあることものの放課後や長期休業中の生活を支援するために、学校や社会教育施設、関係諸機関等や福祉サービスの活用について検討をすすめる、その充実を図ります。また、児童いきいき放課後事業での取り組みをすすめるとともに、特別支援学校ではPTAと協力した行事等の充実を図る。 |
| | 重点 6(4)⑥ | 院内学級における長期休業中の取り組みについて検討する。 |
| | 重点 6(4)⑦ | 医療的ケアが必要な児童・生徒について、看護師資格を持つ者の巡回事業の充実をすすめるとともに、校内での支援体制がとれるよう、校内研修を含め、学校と医療機関との連携のあり方について検討する。 |
| | 重点 6(4)⑧ | 障がいを背景とするいじめ、不登校、学校生活の悩み等に対応できるよう相談・支援機能の充実を図る。 |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 担当教員の配置、学級編制上の配慮の他、研修による教員の指導力の向上を図っている。 | 担当 教育委員会事務局(教職員人事・教育センター・指導部) |
| ② | 研修の充実 | 「幼稚園特別支援教育研修会」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育コーディネーター研修」「特別支援教育コーディネーター コアメンバー養成研修」等を実施し、理解・啓発に努めた。 |
| ③ | 保護者、専門機関、幼稚園が連絡を取り、幼児の可能性が生かされるよう幼稚園の実情に応じた施設・設備面の整備に努めている。 | こども青少年局 |
| ④ | 障がいのある子どもの状況に応じた環境整備に努め、共に育ち合う保育を地域、保護者、関連機関と連携し、保育内容の充実を努めている。 | こども青少年局 |

| (2) 義務教育段階における教育の充実 | | | |
|--|---|---|----------------------|
| ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開 | | 77 | |
| <p>児童・生徒は、まず居住地の小・中学校が就学の相談を受け、就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意向を十分に尊重するとともに、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。また、学校教育全体で障がいのある児童・生徒を受けとめるという観点から、共に学び共に育ちあう多様な教育の展開を図る。</p> <p>教育方法や教育内容の充実を図るため、地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成するよう努める。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 学校教育指針、養護教育基本方針に基づいて交流教育を積極的に実施し、教育実践の深化に努めている | | 教育委員会事務局指導 |
| ② | 教育センター教育振興担当で、個別の指導計画・個別の教育支援計画について学校園の相談に応じている | | 教育委員会事務局教育センター |
| ③ | 発達障がい支援体制モデル研究巡回相談 | 幼稚園7園、小学校18校、中学校3校、高等学校1校を「発達障がい支援体制モデル研究実施校園」として指定し、研究を行った。特別支援教育担当アドバイザーおよび担当指導主事が各校園を巡回して指導・助言および研修を行った。(延べ巡回校園数：幼稚園67、小学校234、中学校28、高等学校4 計333回) | 教育委員会事務局指導部 |
| ④ | 特別支援教育指導事例集等の発行及び学校への配布 | | 教育委員会事務局(指導部・教育センター) |
| ⑤ | 特別支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校との交流を推進している。 | | 教育委員会事務局指導部 |

| イ 教育諸条件の整備・充実 | | | |
|--|--|---|----------------|
| イ 教育諸条件の整備・充実 | | 78 | |
| <p>エレベーターの設置など教育諸条件の整備・改善を行い、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努める。</p> <p>医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、共に学ぶ教育がすすむよう、看護師資格を持つ者の巡回などの対応の充実を図る。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 特別支援教育の専門性を高めるため、研修会を実施 | 11種31回(12種37回) | 教育委員会事務局教育センター |
| ② | 特別支援学校へのスクールバス運行 | 計43台(42台) | 教育委員会事務局指導部 |
| ③ | 移動の困難な児童・生徒の在籍する学校にエレベーター設置 | 3基(10基) 小学校 299校中276校(299校中273校) 中学校 130校中125校(130校中125校) 高等学校 22校[20施設]中5校[5施設](22校[20施設]中5校[5施設]) 特別支援学校 9校中8校(9校中8校) | 教育委員会事務局施設 |
| ④ | 新設特別支援学級設備充実事業費を配当 | 新設特別支援学級設備充実事業費を配当 | 教育委員会事務局指導部 |
| ⑤ | 特別支援学級室の改造、教室の出入口改修や廊下のスロープ設置等の学校施設の整備 | 市立小学校 25校(14校)、市立中学校 5校(11校) | 教育委員会事務局保全整備 |
| ⑥ | 筋ジストロフィー・重複障がい児用の補助用具等の整備 | バギー等を学校に貸与 | |
| ⑦ | 聴覚特別支援学校に集団補聴設備を整備 | 1台(1台) | |
| ⑧ | 特別支援学級児童・生徒通学用タクシー | 肢体不自由等で通学が困難な特別支援学級児童・生徒のタクシー通学を実施 | |
| ⑨ | 聴能訓練・機能訓練指導員の派遣 | 難聴学級と肢体不自由学級の一部に訓練指導員を派遣 | 教育委員会事務局指導部 |
| ⑩ | 看護指導員派遣 | 医療的ケアの支援として肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校と一部小・中学校に看護指導員を派遣 | |
| ⑪ | 地域リハビリテーション協議会 | 特別支援学校も参加し、連携を図っている | |
| ⑫ | 特別支援学校への空調設備設置 | 肢体不自由校3校全教室、他校6校は67%の設置率 | |
| ⑬ | こころの健康センター思春期問題相談 | 延158人(138人) | こころ |

| ウ 特別支援学校等の機能の充実 | | 79 |
|---|--|-------------|
| <p>特別支援学校では、在籍する児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、小学校・中学校等の実践を支援する特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていく。</p> <p>疾病による障がいのある児童・生徒が病状を理解し、主体的に必要な治療や生活規制に取り組むことができるよう一層の専門性の向上、医療・福祉等関係機関との連携に努め、その充実を図る</p> <p>周辺の校園との交流とともに、在籍する児童・生徒の居住地の校園や地域との交流もすすめる。</p> <p>小学校、中学校の特別支援学級や通級指導教室においては、指導の充実を図るとともに積極的に交流をすすめ、さらに通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒への指導について支援を図る。</p> | | |
| | 重点 6(5)① | |
| | 「大阪市特別支援教育連携協議会」を計画的に開催し、関係部署が連携して関係機関、関係団体との意見交換を図りながら、障がいのある児童、生徒の学齢期の支援の充実を図る。また、地域自立支援協議会への参画やよりきめ細かい実態把握と連携に努める。 | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 「生活訓練広場」「生活訓練室」の設置 | 肢体不自由特別支援学校3校に平成2年度に設置された「生活訓練広場」が、地域の幼稚園・保育所・小学校等との交流の場となっている。また、平成8年度に光陽特別支援学校に、平成13年度に思斉特別支援学校に宿泊設備をもつ「生活訓練室」を設け、他校も利用できるようにした。 | 教育委員会事務局指導部 |
| ② 視覚・聴覚特別支援学校通級指導 | 視覚・聴覚特別支援学校で通級指導により、小・中学校に在籍する視覚・聴覚障がい児童・生徒への指導を行うとともに、通常学級との連携を図っている。 | |
| ③ 大阪市立特別支援学校教育研究会紀要の配布 | 大阪市立特別支援学校教育研究会で、教育内容、方法等を研究し、その成果をまとめた紀要を各校へ配布。 | |
| ④ 聴覚特別支援学校夏期講座 | 聴覚特別支援学校で夏期講座を開き一般の教員に公開（毎年） | |
| ⑤ 特別支援学校における相談 | 特別支援学校で小・中学校の特別支援教育担当者などの相談に応じている。 | |

| (3) 後期中等教育段階における教育の充実 | | 80 |
|---|---|-------------|
| ア 多様な教育の展開 | | |
| <p>義務教育修了後の進路について、高等学校や職業訓練機関等を含めた多様な選択が可能となるように、平成14年度より開始した「知的障がいのある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している知的障がい者生徒自立支援コース入学者選抜を継続してすすめます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き検討を行う。</p> <p>特別支援学校高等部においては、卒業後の地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係機関との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づきその教育内容の充実を図るとともに、同世代の生徒や地域との交流、さらに、高等学校等の実践への支援にも努める。</p> | | |
| | 重点 6(2)③ | |
| | 小学校・中学校・高等学校においては、共に学ぶ多様な実践をすすめるとともに、関係諸機関や特別支援学校等との連携、また校内の連携のもと、個別の教育支援計画の作成に取り組む。 | |
| | 重点 6(2)⑤ | |
| | 高等学校においては、平成18年度から2校において自立支援コース入学者選抜を行っていますが、知的障がいのある生徒の受け入れの拡大について、今後引き続き検討を行っていく。 | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 中学校進路指導主事研修会の実施 | 進路全般にわたる指導の充実を図っている。 | 教育委員会事務局指導部 |
| ② 特別支援学校高等部への入学希望者の全員入学に努めている。 | | |
| ③ 「知的障がいのある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究」の実施 | 平成14年度より市立高等学校1校を指定し、知的障がいのある生徒の高等学校受け入れについて調査研究を行った。平成18年度より高等学校2校において「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を実施している | |

| イ 自立に向けた教育内容等の充実 | | 81 | |
|--|---|---|-------------|
| <p>自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化をふまえて職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図る。</p> <p>一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図れるよう、卒業後の進路を展望した「個別移行支援計画」を作成します。あわせて、進路先や関係諸機関との連携を図るとともに、卒業後のアフターケアにも努める。</p> | | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 特別支援学校高等部における指導の充実 | 特別支援学校高等部では、個々の生徒の実態に応じた教育課程を編成するように努め、作業学習や現場実習等自立に向けた指導の充実を図っている | 教育委員会事務局指導部 |
| ② | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校における職業教育の充実 | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校では職業学科を設置し、ニーズに即した職業教育の充実を図っている。 | |
| ③ | 知的障がい、肢体不自由の特別支援学校における職業教育の充実 | 作業学習を中心とし、職業教育の充実を図っている。 | |
| ④ | 職場実習等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 企業等での現場実習 現場実習講師謝礼金を特別支援学校 9校（9校）に配当 大阪市職業教育訓練センターでの実習 特別支援学校 9校（8校） 特別支援学級 88校（82校） 大阪市立高等学校2校 | |
| ⑤ | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、特別支援学校高等部教育課程編成要領に基づく指導 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部に進路指導担当職員1名を加配し、心身障がい者リハビリテーションセンターや大阪労働局、職安等関係諸機関と連携を図り、進路先の決定、職場開拓、就労後のアフターケア等就労支援に努めている 進路指導主事連絡協議会を定期的開催し、施設見学や情報交換をしながら、進路指導の充実を図っている 進学を希望する生徒や国家試験、検定試験に関する相談を行っている | |
| ⑥ | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける進路の相談・指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校 生活・卒後相談 18件（18件） 知的障がい者進路相談 3件（8件） 地域リハビリテーション協議会のもとに特別支援学校等卒後対策専門部会を開催し、各関係機関との連携を図っている | リハセン |

| ウ 教育諸条件の整備・充実 | | 82 | |
|--|-----------------------|-------------|-------------|
| <p>高等学校、特別支援学校高等部、職業教育訓練センター等の施設や設備などの教育諸条件を整備し、その充実を図る。</p> | | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 特別支援学校高等部職業教育設備整備費を配当 | 2校（2校） | 教育委員会事務局指導部 |

| (4) 生涯学習や相談・支援の充実 | | |
|--|---|---------------|
| ア 生涯学習の機会提供 | | 83 |
| <p>障がいのある人の地域における生涯学習の機会を確保するため、図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるよう整備を一層推進する。</p> <p>障がいのある人を対象に個性を生かして気軽に取り組める学習活動など、生涯学習の事業の充実を図る。</p> <p>事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけたり、資料をわかりやすいものにし、点字化するなど、だれもが参加しやすい環境整備に努める。</p> | | |
| 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① 本市建築物の整備・改善 | ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき実施（「生活環境」に記載） | 各局 |
| ② 大活字本を収集・貸出 | 40,849冊所蔵（41,005冊） | |
| ③ 点訳絵本、さわる絵本、布の絵本の貸出・収集・所蔵 | 中央図書館 所蔵581冊（507冊） 地域図書館 所蔵786冊（707冊） | |
| ④ 肢体不自由者等に対する図書の郵送貸出 | 登録320人 利用件数1,408件 5,617冊 (323人 1,477件 5,685冊) | |
| ⑤ 中央図書館の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・5階会議室に難聴者集団補聴装置 ・各フロアに拡大読書器、車椅子対応読書席を設置 ・視覚障害者用音声対応パソコン（対面朗読室内）設置 ・障害者サービス資料として下記等を所蔵、貸出 大活字本 約3,100冊（約3,000冊） 点訳絵本 388冊（364冊） さわる絵本 92冊（90冊） 布の絵本 51冊（49冊） 点字資料 約3,000冊（約3,000冊） 録音資料 約2,400タイトル（約2,400タイトル） LLブック 80冊（79冊） 点字雑誌 45タイトル（46タイトル） 録音雑誌 6タイトル（6タイトル） ・視覚障害者に対面朗読実施 登録者28人 利用件数932件（25人 800件） | 教育委員会事務局中央図書館 |
| ⑥ インターネットによる図書の検索、予約を実施している | | |
| ⑦ 聴覚障害者（登録者）へのファックスでの予約連絡、問い合わせの受付を実施している | | |
| ⑧ 地域図書館における拡大読書器の設置、対面朗読サービスの実施 | 東淀川図書館・旭図書館 平野図書館・阿倍野図書館 鶴見図書館・西淀川図書館 住吉図書館・東成図書館 対面朗読サービス利用件数 575件（570件） | において実施 |
| ⑨ 更生訓練活動事業 | 視覚障がい者点字・パソコン講習、視覚障がい者社会生活訓練、ろうあ者日曜教室等 | 障害福祉 |
| ⑩ 聴覚障がい者を対象とした成人学校・女性学級 | 成人学校3講座（3）、女性学級1講座（1） | |
| ⑪ 視覚障がい者を対象とした成人学校・女性学級 | 成人学校2講座（2）、女性学級1講座（1） | 教育委員会事務局生涯学習 |
| ⑫ 障がい者交流学習事業 | 仲間づくりの教室 4教室（4）、ふれあいの教室 1教室（1） | |
| ⑬ 聴覚障がい者を対象とした高齢者学級 | 1講座（1講座） | |
| ⑭ 手帳による公共文化施設の入場優待を実施している。 | | 各局 |
| ⑮ 中央図書館で講演会開催（点字によるレジュメを配布）※事前に希望があれば点字レジュメを作成、23年度は希望なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月11日 障害のある子どもたちのための読書サポート講座 ・8月20日 マルチメディアデイズ図書読書体験会&ユニバーサルおはなし会 ・12月4日 第5回マルチメディアデイズ図書講演会 ・1月15日 第7回LLセミナー LLブックを進める | 教育委員会事務局中央図書館 |
| ⑯ PTA・社会教育関係団体対象人権学習会促進事業および家庭教育充実促進事業を実施する際には手話通訳をつけている。 ・人権に関する身近なことがらを題材にした絵本の原作を公募し制作する「はーと&はーと」絵本の点字版を制作し、市内学校園はじめ、社会教育施設などで配布した。 | PTA・社会教育関係団体対象人権学習会促進事業：5講座 家庭教育充実促進事業：8講座 配布数：点字で読む絵本「くものぶつかぶか」：670冊(670冊) | 教育委員会事務局生涯学習 |

| | | | |
|--|--------------------|---|---------|
| イ 相談事業・相談活動の充実 | | 84 | |
| <p>教育センターでの相談事業の充実を図るとともに、特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう、相談活動を充実する。</p> <p>他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努める。</p> | | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 子ども相談センターの特別支援教育相談 | <p>障がいがあるか、または障がい疑われるこどもの教育相談を実施（再掲） 実相談件数685件（756件） 延べ回数3,058回（3,486回）</p> | 子ども青少年局 |

| | | | |
|---|-------------|--|---------|
| ウ 放課後活動等の充実 | | 85 | |
| <p>障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取り組みの充実を図る。</p> <p>児童いきいき放課後事業に参加しない児童・生徒についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取り組みをすすめるよう努める。</p> <p>中学校、高等学校で学ぶ児童、生徒については、適切な放課後活動ができるよう学校と連携した取り組みをすすめる。</p> | | | |
| | 事業 | 平成22年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 留守家庭児童対策事業 | 47施設162人（53施設 251人） 小中学生の利用も可能。 | 子ども青少年局 |
| ② | 子どもの家事業 | 15施設97人（16施設84人） 小中学生の利用も可能。 | 子ども青少年局 |
| ③ | 児童いきいき放課後事業 | 298箇所（297校+1分校）2,158人 （298箇所（297校+1分校）2,413人） | 子ども青少年局 |

| | | | |
|---|---|-------------|-------------|
| (5) 人権教育・福祉教育の充実 | | | |
| ア 学校教育（分野）での充実 | | 86 | |
| <p>各学校では、人権教育・福祉教育の一環として、ちがいを認めあい互いの人権を尊重しあう児童・生徒、また集団を育成する取り組みに努めるとともに、障がいと障がいのある人に対する認識や理解を深めるための取り組みを推進する。</p> <p>そのためにも、共に学び共に育ちあう教育実践の充実を図ります。また、今まで取り組みが十分でなかった精神障がいのある人やハンセン病回復者等に対する認識や理解を深められるように、冊子「精神障がい者の理解を深めるために」や「教育必携」等の一層の活用を図り、また当事者との交流の場を確保するよう努める。</p> | | | |
| | 重点 6(2)① ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもとない子どもが地域社会の中で共に育ち合うことを基本とした教育・保育を推進する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 日常の学校教育において、障がいのある子どもとない子どもとの交流の機会を設け、また、その機会を増やすよう努めている。 | | 教育委員会事務局指導部 |

| | | | |
|--|------------|---|--------------|
| イ 社会教育（分野）での充実 | | 87 | |
| <p>障がいのある人に対する認識や理解を深めるために、生涯学習の取り組みとして、講習会等を幅広く市民を対象に開催し、人権や福祉についての事業等の充実を努める。</p> <p>P T A活動でも、障がいのある人の人権について学ぶ人権啓発などの取り組みをすすめ、あわせて、地域社会の理解・啓発を図るように努める。</p> | | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 夏休みファミリー劇場 | 上映会と講演・交流会 5回（5回） 手話通訳あり。字幕・副音声つきの映像を上映している。 | 教育委員会事務局生涯学習 |

| | | | |
|---|--|---|----------------|
| (6) 教職員等の資質の向上 | | 88 | |
| ア 研修の充実 | | | |
| <p>すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高めるよう、そして、障がいのある人の地域での自立と社会参加を展望した専門的力量を向上させるため、研修の充実を図る。</p> <p>一人ひとりの幼児・児童・生徒の状況を共通理解し全教職員等で共に指導をすすめるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取り組みをすすめるため、本市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」（平成15年）等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図る。</p> | | | |
| | 重点 6(3)① 当事者の参加を含めた研修等、人権教育の研修を一層推進する。 | | |
| | 重点 6(3)② 個別の教育支援計画作成を推進するため、「指導事例集」等を作成し、全校園に配布するとともに、教職員研修を実施する。 | | |
| | 重点 6(3)③ 特別支援学校が教育相談等を推進できるよう、教職員研修の充実を図る。 | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 特別支援教育の専門性を高めるための研修会を実施 | 11種31回（12種 37回） | 教育委員会事務局教育センター |
| ② | 特別支援教育のためのヒント集の作成 | 平成22年度末に作成した。活用状況は今後調査する。 | 教育委員会事務局指導部 |
| ③ | 教職員人権教育研修の実施 | すべての教職員の人権意識の向上と実践力の育成をめざした研修を実施している。実践講座5(5)・課題別研修4(4)・地域研修114(96) | 教育委員会事務局教育センター |

| | | | |
|---|-------------------------|--|----------------|
| イ 研究活動の活性化 | | 89 | |
| <p>教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援学校では、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、発達障がいのある児童、生徒への支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努める。</p> | | | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 特別支援教育の専門性を高めるための研修会の実施 | 特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等 11種31回を実施（12種 37回） | 教育委員会事務局教育センター |

第7章 保健・医療

2 施策の方向性

| | | | |
|---|--|---|-------|
| (1) | 総合的な保健、医療施策の充実 | | |
| ア | 障がいのある人の健康管理の推進 | | 90 |
| 障がいのある人にとって二次的機能障がいは自立を阻む大きな原因の一つとなっていますので、関係各分野が協力してその軽減と予防のための方策について研究を行い、二次的機能障がい防止のための健康診査事業を充実し、健康管理の推進に努める。 | | | |
| | 重点 7 (1) ② 心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、病気の早期発見と二次障がいの予防を目的とした総合医療相談や健康診査の充実に努める。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 市民病院では、医師の養成・教育・研究機関でもある市大病院とも連携を図りその成果を臨床面で生かしながら、特に総合医療センターにおいても各診療科間の連携による集学的医療を実施。他の市民病院や地域医療機関との役割分担・連携を図る。 | | 病院局 |
| ② | 心身障がい者リハビリテーションセンターでの医学相談 | 障がい者への健康支援をさらに推進するため、平成10年に専門医師による医学相談(からだところの相談クリニック)を開設し、平成12年度から相談内容を総合医療相談に改め、平成20年度からは、総合医療相談(からだの相談クリニック)として実施。 | リハセン |
| ③ | 健康診査事業(心身障がい者リハビリテーションセンター) | 在宅の障がい者に対して、病気の早期発見及び二次障がいの予防を行うため、健康診査事業を実施(H13年2月～) 439人(371人) | リハセン |
| ④ | 自立支援医療給付(更生医療給付) | 6,829件(5,577件) | 障害支援 |
| ⑤ | 自立支援医療給付(精神医療給付) | 43,878件(41,313件) | こころ |
| ⑥ | 自立支援医療給付(育成医療給付) | 886件(908件) | 保健所管理 |
| ⑦ | 重度障がい者医療費助成 | 【医療分】19,548人 497,394件(19,238人 480,120件) 【重度障がい者訪問看護利用料助成】 医療保険の自己負担額から総医療費の1割を控除した額を助成(平成14年10月～) 1,990件(1,779件) | 保険年金 |

| | |
|---|----|
| イ 受診機会の保障 | 91 |
| <p>障がいのある人がいつでも必要かつ適切な医療を受けられるよう、市立病院においても、民間病院等との連携も図りながら、医療設備をはじめとする医療体制の充実に努めるとともに、障がいのある人に対して理解を深め、受診の際にコミュニケーションが十分とれるよう医療従事者に対して手話講習会などの研修を行います。また、看護師やメディカルソーシャルワーカーなど医療従事者の円滑な連携、研修により、受診手続きはじめ各種相談について支援を行うなど受診環境の充実に努める。</p> <p>ハンセン病回復者・エイズ患者など医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が安心して相談・治療を受けることができ、適切な対応が行える医療機関の確保に努める。</p> <p>障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な方が容易に歯科診療が受けられるよう充実に努める。</p> <p>障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、医療費助成の充実にについて他都市の事例も研究し、国等にも働きかける。</p> | |

| | |
|--|---|
| | <p>重点 7(1)① 市立病院において、医療設備をはじめとする医療体制の充実に努め医療水準の向上と受診環境の充実に図りながら、引き続き、人権に配慮し障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるように努める。</p> |
| | <p>重点 7(1)③ 医療費の助成について、国等に働きかける。</p> |

| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
|---|--|--|-----|
| ① | 聴覚障がい者の手話通訳による受診の保障 エイズ患者に対して、公費申請（新規・継続）の手続きの支援を実施 （総合医療センター） | 小児医療センター講演会での手話通訳の導入 ケースワーカーの配置 | 病院局 |
| ② | 市民病院の整備 | 平成23年度までの整備状況 ひとにやさしいまちづくり整備計画に基づき、 アプローチ、玄関、廊下、階段、居室、身体障害者用トイレ（61か所）、駐車場（6か所）、エレベーター（31か所）、エスカレーター、スロープ、点字・誘導ブロック、洗面・トイレ付病室等の整備、手すり | |
| ③ | 病院職員に対する手話講習会を実施 | 初級コース（12日間） 中級コース（10日間） | |
| ④ | 聴言障がい者専用ファクシミリ（3市民病院）・公衆ファクシミリ（総合医療センター）を設置している。 | | |

| | | |
|---|---|-------------|
| (2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実 | | |
| ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備 | | 92 |
| 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、ALSや重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していきけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンターや障がい者会館等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努める。 | | |
| 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、地域におけるリハビリテーションの基幹施設としてコーディネート機能等の充実に努める。 | | |
| | 重点 7(2)① 心身障がい者リハビリテーションセンターや障がい者会館等の機関や医療機関等が連携し、各関係機関の機能を活用した地域リハビリテーション体制の充実に努める。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | リハビリテーション医療の充実 | 90の②・③参照 |
| | | 担当 |
| | | リハセン |

| | | |
|---|--|---|
| イ 中途障がいのある人等の地域リハビリテーションの充実 | | 93 |
| 中途障がい者への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立生活訓練ができるような支援体制の整備に努める。 | | |
| 外出困難な重度の身体障がいのある人に対しても、家庭を訪問しての生活訓練や心理的な支援など、居宅生活を支援するための体制のあり方について検討する。 | | |
| | 重点 7(2)② 中途障がいのある人の職場復帰や社会参加に向けた支援体制の整備に努めるとともに、外出困難な重度の身体障がいのある人に対するリハビリテーションについては、訪問等による支援のあり方について検討する。 | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける通所訓練事業 | 肢体 合計 5,776件、在籍数延 657人 理学療法訓練 4,704件 作業療法 702件 総合指導 370件 (合計 5,632件、在籍数延 660人) 理学療法訓練 4,672件 作業療法 606件 総合指導 354件) 言語 合計 1,383件、在籍数延 356人 言語訓練 1,284件 総合指導 99件 (合計 1,624件、在籍数延 360人) 言語訓練 1,495件 総合指導 129件) |
| ② | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける理学療法外来指導 | 年間実人員66人 (70人) 延人員161人 (86人) |
| | | 担当 |
| | | リハセン |

| | | |
|--|---------------------------|---|
| ウ リハビリテーション医療体制の整備 | | 94 |
| 市立病院においては、急性期のリハビリテーションを中心として、早期の社会復帰に向けて、同部門の機能の充実に努める。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 治療開始後早期のリハビリテーション実施(延べ人数) | 心大血管疾患リハビリテーション早期加算 総合医療センター 1,189人 脳血管疾患等リハビリテーション早期加算 総合医療センター 7,573人 十三市民病院 661人 運動器リハビリテーション早期加算 総合医療センター 6,453人 十三市民病院 3,647人 住吉市民病院 607人 呼吸器リハビリテーション早期加算 総合医療センター 3,422人 十三市民病院 348人 |
| | | 担当 |
| | | 病院局 |

| | | |
|---|----------------------|--|
| エ 地域における医療連携体制の構築 | | 95 |
| 急性期の医療機関のクリティカルパスを、回復期や維持期における地域の医療機関やリハビリテーション機能を有する施設が引き続き活用することにより、質の高い医療・介護を切れ目なく提供するための地域連携クリティカルパスの導入・活用を図る等、地域医療連携体制の構築に努める。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 地域保健医療計画推進事業 | 平成20年3月に改定された大阪府保健医療計画では、脳卒中等について、地域連携クリティカルパスの普及を図り、医療機関相互の連携を促進することを主要目標としている。上記計画に基づき、大阪市内のパスの導入状況等を把握するため、平成23年度実績についても市内184病院にアンケート調査を実施した。 脳卒中の地域連携クリティカルパス導入病院 平成21年度28病院、平成22年度30病院 平成23年度32病院 ※アンケート調査結果より |
| ② | 地域連携診療計画管理料の算定(延べ人数) | 地域連携診療計画管理料 大腿骨頸部骨折 総合医療センター 25人 十三市民病院 21人 脳卒中 総合医療センター 30人 |
| | | 担当 |
| | | 健康施策 |
| | | 病院局 |

| | | |
|--|---|---|
| (3) 早期療育体制の整備 | | |
| ア 早期療育の充実 | | 96 |
| 区保健福祉センターにおいて早期医療あるいは早期療育に結びつける相談体制を充実します。 | | |
| <p>子ども相談センターや心身障がい者リハビリテーションセンターにおいても、区保健福祉センターと連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般をも含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなど、早期医療と連動した療育体制の強化に努める。</p> <p>保護者からの相談に際しては、子どもの頃から将来の自立に向けて生きる力を育むことの重要性についての理解を深める。</p> <p>発達障がいのある子どもについては、症状の確認後早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、3歳児健診の強化とともに、4・5歳児発達相談事業を行うなど、早期療育の体制確立とその充実に努める。</p> | | |
| 重点 7(3)① 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、子ども相談センター、発達障がい者支援センターを中心とした早期療育体制を充実する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 療育指導診査事業 | 548人 (547人) |
| ② | 自立支援医療(育成医療) | 886件 (908件) |
| ③ | 結核児童療育給付 | 0人 (0人) |
| ④ | 小児慢性特定疾患医療費 | 2,234人 (2,184人) |
| ⑤ | 区保健福祉センター(地域活動担当・子育て支援室)から子ども相談センターへの依頼件数 | 837人 (655人) |
| ⑥ | 子ども相談センターの1歳半健診の精密検査・事後指導事業 | 子ども相談センターでは、5年度に1歳半健診の精密検査事業を開始し、1、2歳児の母子通所訓練を実施 2グループ18人 (20人) |
| ⑦ | 心身障がい者リハビリテーションセンターの療育相談 | 新規 28人 (23人) 再診 259人 (278人) PT訓練 144人 (45人) その他 20人 (24人) 計 451人 (370人) |
| ⑧ | 心身障がい者リハビリテーションセンターの発達相談(一次診断) | 男 109人 (83人) 女 34人 (28人) 計 143人 (111人) |
| ⑨ | 知的障がい児母子訓練事業 おもちゃライブラリー | 28グループ 314人 (24グループ 305人) 0グループ0人 (3グループ12人) 計 28グループ 314人 (27グループ 317人) |
| ⑩ | 障がい児通園施設への通園(市管) | 知的 5か所 (5か所) 肢体不自由 4か所 (4か所) 難聴 1か所 (1か所) |
| | | 担当 |
| | | 子ども青少年局 |
| | | 保健所管理 |
| | | 保健所管理 |
| | | 保健所管理 |
| | | 子ども青少年局 |
| | | 子ども青少年局 |
| | | リハセン |
| | | リハセン |
| | | 障害福祉 |
| | | 障害支援 |

| | | |
|--|---|--------------------|
| イ 連携の強化 | | 97 |
| 障がいのある子どもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が円滑に行われるよう努める。 | | |
| 重点 7(3)② 障がいのある人の各ライフステージに応じた種々の対応が円滑に行われるよう、関係諸機関の連携を推進するとともに、地域の社会資源との連携をすすめる。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | 大阪市療育諸機関連絡協議会を通じて連携を深めている。 | 教育委員会事務局(指導部)・リハセン |
| ② | 総合医療センターにおいて小児の高度専門医療や周産期医療をはじめ、診療科間の連携による集学的医療を実施するとともに、地域医療機関との連携をはかる。 | 総合医療センター |
| ③ | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおいては、子ども相談センターとの連携により障がい児の相談・指導・診断・評価を行うとともに、大阪市更生療育センターにおいて、知的障がい児通園施設・肢体不自由児通園施設の運営及び地域療育等支援事業により、障がい児の早期療育、家庭指導を行っている。 | リハセン |
| ④ | 子ども相談センターにおいては、保健福祉センターの1歳半健診や3歳児健診、4・5歳児発達相談事業後の精密検査や家庭児童相談室、児童福祉施設、教育、リハビリテーションセンター、医療などの関係機関との連携を通じて相談に対応、早期の療育資源を紹介、また家族支援を図っている。 | 子ども青少年局 |

| (4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備 | | | |
|--|---|---|-----|
| ア 地域精神保健福祉相談体制の充実 | | 98 | |
| <p>区保健福祉センター、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）などの精神保健福祉相談ネットワーク機能を連携・充実させるとともに、それらの特性を活かした機能分担を図る。</p> <p>精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立ったストレスなどが起因した「うつ病」等による自殺予防対策など、幅広くこころの健康づくりの推進を図る。</p> | | | |
| | 重点 7(4)① | | |
| | 広く市民に対し、「ストレス」「うつ病」「睡眠障がい」「思春期精神保健」「ひきこもり」など、予防の視点に立ったこころの健康づくりを推進する。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 精神障がい者については、各区において地域支援システムの各会議に参加したり、必要に応じて各機関との連携を行っている。 | | こころ |
| ② | 被保護精神障がい者については、保健福祉センター生活保護主管担当に精神科専門医が配置されていないので、本庁精神科嘱託医及び保健福祉センター地域福祉担当と連携を密にしている。 | | 保護課 |
| ③ | 一般精神保健福祉相談事業 | 898回 延1,614人 (916回 延1,403人) | こころ |
| ④ | 老人精神保健福祉相談事業 | 237回 延 196人 (222回 延 376人) | |
| ⑤ | あいりん精神保健相談事業 | 245回 延 166人 (244回 延 121人) | |
| ⑥ | 社会復帰相談指導事業 | 1,126回 延10,342人 (1,122回 延10,940人) | |
| ⑦ | 精神保健福祉相談 | 実 5,461人 (実 4,710人) 延42,453人 (延30,221人) | |
| ⑧ | 精神保健福祉訪問指導 | 実1,888人 (実2,861人) 延4,536人 (延4,652人) ③～⑥の延人数を含む | |
| ⑨ | こころの健康センターこころの悩み電話相談 | 2,254件 (2,266件) | |
| ⑩ | 精神障がい者24時間医療相談事業 | 33,414件 (31,245件) (府市堺) | |

| イ 地域精神医療体制の整備 | | | |
|---|--|--|-----|
| | | 99 | |
| <p>「疾患」と「障がい」を併せ持つ精神障がいのある人が自立と社会参加をめざしながら安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要である。</p> <p>特に、救急医療サービスの充実喫緊の課題であり、関係機関と連携しながら、市内において救急診察等外来対応のできる精神科一次救急の拠点施設整備や身体合併症治療体制の充実を図ることにより、市内の精神科救急医療体制のさらなる充実に努めるとともに、市民が身近なところで入院医療サービスを受けることのできる精神科病床の増加に向け、その方策を検討しながら具体化に努めます。</p> | | | |
| | 重点 7(4)② | | |
| | 市内において救急診察等外来対応のできる精神科一次救急医療施設の拠点化や身体合併症治療体制の充実を図ることにより、市内の精神科救急医療体制のさらなる充実に努める。 | | |
| | 重点 7(4)③ | | |
| | 市民が身近なところで入院医療サービスを受けることのできる病床の確保に向け、精神保健福祉審議会においてその方策を検討しながら具体化に努める。 | | |
| | 事業 | 平成23年度の実施状況 | 担当 |
| ① | 精神科救急医療体制整備 | 救急入院用病床確保 2,857床 (2,190床) (府市堺) 外来受診件数 436件 (445件) (府市堺) 入院件数 1,379件 (1,361件) (府市堺) 身体合併症受け入れ件数 278件 (265件) (府市堺) | こころ |

| | | |
|---|---|--|
| (5) 難病患者への支援 | | |
| ア 医療制度の充実 | | 100 |
| <p>国の難病対策としての治療研究事業及び特定疾患医療費援助事業における医療費公費負担制度の対象疾患の拡大など、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めることとし、国にも働きかける。</p> | | |
| | <p>重点 7 (5) ②</p> <p>国の難病対策としての特定疾患医療費援助事業対象疾患の拡大など、保健・医療・福祉・雇用にわたる総合的な難病患者への支援の充実について、引き続き国に働きかける。</p> | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | <p>全国衛生部長会議 大都市衛生主管局長会議</p> | <p>左記の会議において、市民・患者の立場に立った総合的な難病施策の充実に盛り込んだ国への要望書により訴えてきた</p> |
| | | 担当 |
| | | 保健所管理 |

| | | |
|--|--|--|
| イ 特定疾患患者に対する保健事業の充実 | | 101 |
| <p>難病患者、小児慢性特定疾患児、家族を対象にした専門医師、保健師等による医療、保健、栄養、福祉に関する療養相談会や、患者・家族が療養生活上生じる問題等について情報交換をすすめるための交流会事業など、各種保健事業についてさらに充実を図る。</p> | | |
| | <p>重点 7 (5) ①</p> <p>保健師等による訪問指導をはじめ、患者、家族を対象に専門医師等による療養相談会や家族交流会など保健事業をさらに充実する。</p> | |
| | 事 業 | 平成23年度の実施状況 |
| ① | <p>難病患者療養相談事業</p> | <p>延面接数 6,212人 (6,084人) 療養相談会 510人 (446人) 患者・家族交流会は平成15年度から療養相談会と同時実施 延訪問数 1,173人 (1,287人)</p> |
| ② | <p>小児慢性特定疾患患児療養相談事業</p> | <p>延面接数 1,414人 (1,237人) 療養相談会 57人 (51人) 延訪問数 253人 (133人)</p> |
| ③ | <p>小児慢性特定疾患患児等ピアカウンセリング事業</p> | <p>延相談者数 64人</p> |
| | | 担当 |
| | | 保健所管理 |